
平成23年9月26日（月曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長	星喜美男君	
副委員長	及川均君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	山内孝樹君
	菅原辰雄君	小山幸七君
	大瀧りう子君	鈴木春光君
	三浦清人君	西條栄福君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者兼出納室長	佐藤秀一君
総務課長	佐藤徳憲君
震災復興推進課長	及川明君
町民税務課長	阿部俊光君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
建設課長	西城彰君
産業振興課長	佐藤通君

産業振興課参事
(農林行政担当) 佐々木 三郎 君

上下水道事業所長補佐 三浦 源一郎 君

危機管理課長 三浦 清隆 君

総合支所長
兼地域生活課長 阿部 敏克 君

総合支所町民福祉課長 千葉 和之 君

公立志津川病院事務長
兼総務課長 横山 孝明 君

総務課長補佐
兼総務法令係長 男澤 知樹 君

総務課主幹
兼財政係長 佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長 芳賀 俊幸 君

生涯学習課長 及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員 首藤 勝助 君

事務局長 佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記長 佐藤 徳憲 君

農業委員会部局

事務局長 佐々木 三郎 君

事務局職員出席者

事務局長 佐藤 広志

上席主幹兼総務係長
兼議事調査係長 佐藤 孝志

主事 加藤 優美子

○危機管理課長（三浦清隆君） 半の襲来でございましたけれども、既に午後から風雨が強くなってまいりましたので、午後9時、21時には警戒本部から災害対策本部に切りかえまして、一層の警戒態勢に入りました。翌22日8時46分には大雨警報が注意報に切りかわりましたので、夜間での台風の被害という形になります。

結局、総雨量は降り始めから南三陸町では273ミリでございました。273ミリです。最大瞬間風速が、21日に午後6時59分、18時59分に29.1メートルを観測いたしております。この風が一番強い風速でございました。

続いて、人的被害と避難勧告等ということでございますけれども、当町における人的被害はございませんでした。町として避難指示、避難勧告は行っておりません。ただ、歌津の石泉地区におきまして、自主避難ということで1世帯5名が避難なさったようでございますけれども、特に事故等はございませんでした。

道路関係でございます。

国道、県道につきまして、先日ご報告申し上げましたけれども、国道は2路線が一次通行止めになりましたけれども、現在は復旧したしております。県道4路線でございます。一番上の清水浜志津川港線荒沢神社付近で法面の土砂崩れということで、この部分につきましては現在も通行止めでございます。ほか3路線は、現在はもう通行オーケーという形になっております。

失礼いたしました。清水浜志津川港線荒沢神社も開通いたしておるということでございます。訂正させていただきます。

公共物の被害でございます。

町道、農道、林道。町道については20路線24カ所、農道は3路線で5カ所、林道8路線19カ所で被災を受けております。おおむね、この施設における被害額が4,000万円程度ということで掌握いたしております。上水道につきましては、記載のとおりでございますけれども、先日もご説明申し上げましたが、西戸地区において仮設管の流出があったということでございまして、最大で荒町を除く戸倉全域で一次断水になりました。ただ、坊曾木地区の仮設住宅については受水槽がございますので、給水車で受水槽に水を供給いたしておりますので、仮設住宅での水の供給については現在も心配ないといったことでございます。きょうにも仮通水を開始いたしまして、その後水質検査を行って、今週末には飲用に切りかえる予定ということで報告を受けております。ただ、西戸地区については、まだもう少し時間がかかるのかなという形で報告を受けました。

以上が概要でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（佐藤孝志君） 一応、報告の内容についてはよろしいでしょうか。特に質問ありましたら。鈴木議員さん。

○鈴木春光議員 この質問は、町として対象になるかどうかわかりませんが、仮設住宅とのかかわりがあるので質問させていただきたいと思います。

と申しますのは、登米横山の道路の決壊により、停電あるいは仮設住宅の避難勧告、そういう事実があったということでございますけれども、この辺はどういうふうにとめられておられますか。そのことについてお聞きいたしたいと思います。

○副町長（遠藤健治君） 過日、皆さん方に概要をご報告した後に登米市、それから当該横山の仮設住宅の方にちょっと私も行ってまいりましたけれども、先日も鈴木議員の方からお話があったけれども、登米市の方で仮設住宅の団地の裏側を走っている南沢川が、2年ぐらい前にちょっと集中豪雨、ゲリラ豪雨ではんらんをしたというような懸念がありまして、仮設住宅ならず河川沿いの方々に登米市の方で避難勧告というか、そういう形で避難誘導をしたというように登米市の方から確認をいたしてございますけれども、早朝幸い増水しなかったということで、それぞれ全員ご帰宅をさせたというような状況で確認をしております。

○鈴木春光議員 当町としては、その現場等々については確認しておりますか。

○副町長（遠藤健治君） 今申し上げましたように、翌日でございますけれども現場確認をいたしてございます。

○鈴木春光委員 被害状況なんですけれども、例えば道路の決壊、それから仮設住宅の避難勧告については異状がないという報告ですから、そういうことでよろしいかと思っておりますけれども、当事者つまり仮設住宅に入居している人たちの話を聞きますと、今1時間この雨が続いたら仮設住宅まで浸水しただろうというような話を聞いてまいりました。私も現場を確認してまいりました。停電になった理由、電柱が3本ほど被害に遭ったのか、一番ひどかったのが道路。道路の決壊は、約100メートルにわたって全壊していた、流失していた。さらには、近辺の製材所の材料が流出して、それが田畑に被害を及ぼしたというような状況を確認しておりますので、今の質問をしたわけでございますけれども、南三陸町の住民が他町村へ行って運良く被害はなされなかったんだけれども、もしそれが不幸にして災害を被ったような場合には大変だったろうなというふうな思いから、ただいまの質問をさせていただきました。わかりました。

それから、今ひとつ。

田畑の流出の問題がここに掲載されていないんですけれども、その辺の被害はなかったんですか。お聞きいたしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） まだ委員会は始まっていないので、どうぞ。

○ （佐々木三郎君） 田んぼ、畑につきましても、3班編成で戸倉、入谷、歌津地区というふうなことで、翌日の午前中に確認をいたしました。若干、トラクター、コンバインとかが入るぐらいの5平米程度が何カ所かありましたけれども、大きく被害を被ったというふうな事例はございませんでした。

以上でございます。

○事務局長（佐藤広志君） よろしいでしょうか。及川議員さん。

○及川 均議員 私も1点。

道路がかなり冠水で夜間に通行止めとあったわけですが、歌津地区の管の浜旧交差点付近はやはり冠水、流水であふれて通行できなかったわけです。翌朝行ってみたところは、水は引いて平常のようになっておったんですが、なぜそういうことが起きたのか。現場調査をなされたのかどうかお伺いします。

○建設課長（西城 彰君） 国道そのものは、歌津の管の浜もそうですけれども市街地等冠水が大分ひどい状態が続きまして、気仙沼の国道維持出張所、それから仙台河川国道事務所ともいろいろ連絡を取り合いながら、その辺の通行止めとかそういう対策をしてきたわけですが、全体的にやはり浸水域については排水機能というものがまだしっかり回復していないといえますか、側溝の土砂、これも一部には上げた部分もあるんですけれども、すべて海まで排水経路を全部上げている状況でもない部分がございますので、この部分を今後国交省とも協議をしながら対策というものを考えていきたいと思っております。

○及川 均議員 私もあそこの現場を見たわけですが、国道側いわゆる建設省側には何ら問題点はなかったわけですね。南三陸町の維持管理すべきところからの被害で、国道に被害を及ぼしたというのが私の現場調査した結果であります。なぜそういうことになったのか、その辺のところ。どこからどういうふうに水が来て、どういうふうにあふれて、どういうふうに通行ができなくなったのか。あそこで動けなくなった車も何台かあったということでもあります。そういう状況の中で、その現場に正確にどこからどのように水が来て、水があふれて、どこにどう流れたのか、その辺の詳しい調査をしたのかどうか。現実にはスタンドさんも土のうを積んで、大変あそこで一晩大騒ぎをしたという現実がございます。通行止めで車も

通れなかったということでもありますけれども、なぜそういうことが起きたのか、詳しくその現場調査をしたのかどうか。

○建設課長（西城 彰君） 当日は、歌津にも1班を編成しまして、崖崩れ等も何カ所かございますのでそういう見回りをしながら、また平成の森の下の管の浜の交差点も職員の方で回って見てはいましたけれども、すべてその流域までその時点では全部回することは職員もできなかったところがございますので、その辺はこれからの我々の課題として早急にその辺の整理はしていきたいと思います。

○事務局長（佐藤広志君） では、よろしいでしょうか。三浦議員さん。

○三浦清人議員 しばらくはないといえますか、大変な台風被害ということであったわけですが、水が出まして国道が通行止めだということが無線放送なりで報告したんですが、町内にありますこの仮設住宅にいる方々はこの放送が全く聞こえなかったということで、大変知らないでいて、水の中に車をばっと入れてしまって脱出するのに大変だったとか、せっかく行ったのに戻って来たとかいろんな話が来ておまして、そういうときの住民の方々に周知をする手法、手段。広報車などは出ることはできなかったのかということなんです、広報車。通行止めだから広報車も行けないんだといえればそれまでですけども、とにかく住民の方々にそういった状況を知らせる方法というものも、これからの大きな課題になるのではないのかなと思うんですが、その辺はどうですか、考え方として。

○危機管理課長（三浦清隆君） 今、三浦議員ご指摘のとおりだと思います。実際、広報車に行きはしたんですけども、当日の夜間の職員の対応もあったんですけども、実際はちょっと運行ができなかったということもありますので、防災無線がただいま復旧中でございますけれども、再度また同じような災害が予想される場合には、やはり仮設住宅を中心に広報車でなるべく回るように、そのような手配は考えたいというふうに思います。

○三浦清人議員 今回は、雨による車の通行止めぐらいで、ぐらいという言葉は何だけれども、例えばまたこの津波とか大きな震災の放送を知らせることができないと大変なことになるわけです。

3月11日のその津波のことをどうやって知ったかという皆さんからアンケートをとったら、車のラジオとか順番にこういくと、やっぱりこの無線放送とかそういうことで津波の大きさとか状況を知ったと。それで、高台に避難しなくてはならないというような調査結果が出ていますので、やはり皆さんにそういう状況をいち早くお知らせするという意味からも、何をおいてもというか、まずもって優先順位、やらなければならない事業というものの考え方と

して。ですから、その放送の修理というものを一日も早く、急がなければならないのではないのかなと思うんですが。

予算の関係なのか、それとも業者の関係なのか、どういうことで半年もたっているのに進まないでいるのか。何も別な業者さんでもいいんじゃないですか。前の業者さんでなくてはならない何かがあるんですか。何も別に義理とか何かがあるなら別だけれども、なければ別な業者さん、早い業者さん、いい業者さん、故障の少ない業者さん。今のあのメーカーの業者さんは故障ばかりになってわからない。これは前にも指摘しましたよね、あんなのはやめて別なところにすぐに頼めと。何であの業者さんばかり。何か、課長あるんですか、あなた個人的に。あつてはだめですよ。別な業者さんを頼んで早くやってください。終わります。

○事務局長（佐藤広志君） それではよろしいですか。では、決算審査特別委員会の方に入らせていただきます。

午前10時12分 開会

○委員長（星 喜美男君） おはようございます。

決算審査特別委員会3日目でございます。本日も活発かつ円滑なご審議を賜りますようお願いいたします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年度決算審査特別委員会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

認定第1号平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

歳出に対する質疑が途中でありますので、引き続き質疑を行います。

質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

なお、旧ゴルフ場予定地の競売入札結果の資料を配付しておりますので、よろしくお願いたします。

第3款民生費、73ページから94ページまでの質疑を続行いたします。

なお、答弁の保留がございますので回答させます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 大瀧委員さんの質疑に関して保留がございましたので、ご説明をいたします。

のぞみ福祉作業所でございますが、入谷箒畑で事業再開をしております。それで今後、年内中をめどに沼田地内で、NPO法人の助成により作業所を移設する予定だというようなことでございます。

2点目でございますが、透析患者の事項でございますが、現在のところ43名が透析を受けております。そのうち、3名は転出をしているというふうなことで、そちらの医療機関で受診をしている。40名の方がこちらで治療を受けておまして、南方サンクリニック、それから鳥越塩釜腎クリニック、それから気仙沼市立病院。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） どうぞ質疑を行ってください。阿部委員。

○阿部 建委員 民生費だよね。

○委員長（星 喜美男君） 民生費です。

○阿部 建委員 まず、74ページ。

最初に、民生費全般にわたって監査委員さんにお伺いしたいと思いますが、この17.4%とかなり総予算のそういうふうな形で出ているんですけれども、増減率で厚生費が20%。この内容について伺いをしたいと思います。この予算額対支出額で、主にどういう原因でそういうのになりましたか。

それから、76ページの19節福祉活動専門員設置事業費という、この内容はどういう内容かわかりませんので。

それから、民生費の中でちょっと、後で出るのかな。今、生活保護などを受ける人が随分多くなっているということを新聞等で伺いしているわけですけれども、当町のその内容についてどなたが担当なのか伺いをしたい。

それから、78ページの報償費で敬老祝い金。災害が起きる前は、町長が直接示談していたようでありますけれども、その後災害が起きまして、敬老祝い金は差し上げているだろうと思いますが、どのような形で差し上げているのか。祝い金というのは、報償費かな、どっちなのかな。その関係であります。

それから、13節福祉の里指定管理委託料。こう出ていますけれども、大金であります。これは私も余り詳しくないので、この辺の中身について詳しく説明を願い、今後の対応などについても伺いをしたい。

その辺、伺いをいたします。

○委員長（星 喜美男君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（佐藤広志君） 民生費の17.4%増えた原因でございますけれども、8ページに戻って開いていただきまして、3款3項に平成22年度分として災害救助費1億105万円の予算化しております。この分が平成21年度はなかったんですけども、平成22年度に繰り越したということでこの分で増えています。内容につきましては、93ページと94ページの最後に災害救助費として掲載したものがございます。この分の予算が丸々増えた分、民生費が増えたという内容でございます。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、2点目の76ページ、福祉活動専門員設置事業費補助金。これは、社会福祉協議会の方に補助をしておるといようなことでございます。

それから、78ページの敬老祝い金でございますが、被災後につきましてはいわゆる担当課、保健福祉課で直接行って手渡しておるといような状況でございます。満100歳、いわゆる百寿の方が平成23年度になりましてお二人いらっしゃいました。それで、日程の都合上、どうしても誕生日に行きたいといようなことございましたので、1人は担当課で、それからもう1人の方につきましては、おととい仙台市まで副町長と私、担当課で直接そちらの方に直接まいってお祝いを渡しております。

それから、福祉の里の指定管理料につきましては、これにつきましても社会福祉協議会の方に指定管理料としてお支払いをしている分でございます。（「内容は」の声あり）社協を含めて、福祉の里……。 （「どこにあったの」の声あり） ああ、そうですか。廻館に、慈恵園の隣に社協の事務所があったと思うんですが、あの建物すべて指定管理料といようなことで、年度契約をして社会福祉協議会に指定管理料としてお支払いをしているといようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 阿部委員。

○阿部 建委員 ここにはありませんが、生活保護者のことは、これは後で出てくるんだよね。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 生活保護の実態といようなことで、先般の議会でも質問がございましたが、今のところ約100名いらっしゃいます。前にもお話ししたんですが、今回の震災による生活保護世帯というものは特に増えておりません。というのは、義援金と現金相当額がその方々の手に渡っているといふような状況でございますので、その辺がいわゆる資産になるといようなことで、いわゆる預貯金として、今の状態ですと例えば全壊の方ですと

200万円ぐらい手元に渡っている勘定になります。そうしますと、そのぐらい預貯金がございますと、なかなか新たに生活保護を申請するのは非常に難しいというような状況でございます。

若干、逆にその辺の預貯金が増えたことによって、辞退をしている方が数名いらっしゃいます。そういう状況でございます。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 92ページでございますが、ここには13節の委託料、子育て支援拠点設計基本実施設計委託料がございます。予算額が1,506万2,000円。そのうち、支出済額が210万円、約1,300万円の事故繰越という内容でございますが、これは平成23年度にも当初予算、基本実施設計という形で1,376万円をとっておるわけでございますが、この210万円の執行の内容というか、進捗状況をお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） この実施設計の委託料につきましては、基本設計まででき上がっているというふうな状況でございます。しかし、ごらんとおりもともと予定しておったくろしおグラウンドの予定地が被災をしておりますので、その基本設計は、今後は参考資料というような形になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 懸案の、いわゆる町内唯一の有効町有であった土地ということで、公有計画いわゆる複合施設を建てるということになったわけでございますけれども、残念ながら今の状況ではちょっと無理なんだろうというふうに思います。

それで、今後の見通しとして、例えば事故繰越、それから平成23年度も当初でとっておるという形で、この13節の委託料だけではなくて、前に総務課長が6月定例会で繰越計算書の説明をした際に、完成見通しの立たないものあるいは執行できないものもある、今後の整理が必要なんだろうというお話をしてしておりますが、現在9月も末でいわゆる第2四半期も経過しようとしている段階でございます。それで、この事業ならず、随所にこういういわゆる繰越しの分があるわけでございますけれども、今後どの段階で整理していくのか、その点の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回、事故繰越をして、その後の発注をしていない箇所が相当ござ

います。今、年度が半分過ぎましたけれども、その中で明らかにもう執行できないという部分については未執行という形で歳入歳出を不能欠損といいますか、執行しないということで補正予算なりあるいはそういった形で整理をさせていただくということで、まだすべての事業を整理してございませんので、できるだけ早い時期にそういった整理をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 わかりました。いずれ、各種事業でそういう状況になっておりますので、早い段階というか、いわゆるある意味では町民も期待して、期待というか今の段階ではちょっと無理なんだろうけれども、今後の復興計画あるいは土地利用のあり方、そういうものにもかかわってくるんだらうと思うんですけれども、いずれすべて大きな事業費を抱えているわけですから、早いうちの見通しを立てていただきたいということをお願いして終わります。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほどちょっと、決算上の取り扱いでございますが、繰り越した事業については補正できませんので、執行できない場合はすべて不用額ということで決算上は扱わせていただきたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。千葉委員。

○千葉伸孝委員 1番です。

今の佐藤委員からの質問にあった子育て支援事業ということですが、今回は決算ということで金額の確認とかその辺ということなんです、今後子育て支援施設のあり方とかは復興計画の中で進められていくとは思いますが、この子育て支援施設、今は被災して働く場がないとそういった状況の中で、若者の流出がどんどん進んでいると登米市の仮設の方に聞きました。この辺の子育て支援施設の今後について、町長どんな形に考えていますか。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、お話しがありましたように、子育て支援施設、そういったものは当町にも当然必要でございます。今、お話しがありましたように、復興計画を含めてそういった施設の運用ということについては進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 この子育て支援施設の建設に向けて、くろしおグラウンドということで町の方で選択したわけなんです、くろしおグラウンド、旧志津川小学校跡地なんです、あそこ部分にも校舎の中に津波がここまで来たというような印が、なんか私が小さいころあった

ような気がします。やっぱり津波ということ行政の方で想定が甘かったのではないかと、この辺に関しては感じています。そして、今子育て支援施設の必要性を私は大いに思います。これから、南三陸町が復興に向けて高齢者が多くなるというような町民の方々の話を聞きます。そういった上で子育て支援施設、そして関連なんです、企業誘致ということがこれから町にとって求められて、人口の流出を防ぐためにもこの辺が必要だと思いますが、今被災地救援ということで大きな企業がどんどん被災地に工場を建てるとか動きがあるのですが、その辺は町の方にそういった話というのはあるのでしょうか、今現在。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今、千葉委員がお尋ねの進出する企業というのは、確たるようなそういうお話しは、現時点では私の方では承ってはおりません。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 こういった被災を受けて、今南三陸町は全国から支援の輪がどんどん広がっています。そういった意味合いでも、今産振の課長が話しましたがまだないと。そういった発信は、できればこれからどんどんして行ってほしいと思います。石巻市には、オペレーター施設とかそういった形で大手の企業が会社を再開すると。あと、有名なあの銀だこチェーンの会社が石巻市に進出するとそういった話がどんどん報道の中でされていますが、南三陸町に関しては既存の企業を守るために町としてはやっぱり雇用の場を失わないためにという方向で動いていますが、これからは町の事業所だけではなくて町外からの企業誘致、それが今、逆にこういった被災を受けたことによって、企業誘致を受けるチャンスでもあると思うんです。そういった意味合いでも、行政の今後の企業誘致に関しての取り組みはどんな形に方向性として考えているか、その辺をお答えください。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） ただいま千葉委員がおっしゃいましたように、こういう時期だからこそ逆の発想からすればそういうチャンスなのかなというそういうような考えはいたしますが、現時点ではその適地だとか、あるいはどういう業種がいいのかというのは、なかなかこちらの方で積極的に話しかけられるような状況ではございませんが、いろんな外部からの方々からいろんな提案はされて、そういうチャンスがあればさらにその辺のところは話を聞きながら押し進めることができればとこう思っております。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 子育て支援の場所も建設設計、これが無理になったということで、こういった

企業誘致の話にいきましたが、密接な関係を私は持っていると思います。トヨタ自動車なんですが、中部から第2の工場を宮城県、東日本被災地に持っていこうというような報道がこの間されていました。それは、大和のセントラル自動車とかその辺の方向だとは思いますが、その辺の下請けの会社がここにはたくさんあります。そして、私もそういった会社を歩くんですが、やっぱり若い人たちがたくさん残っています。なぜ残れたかというのは、やっぱり仕事の間があったから。やっぱり仕事の間があって、子供たちを育てる。まして忙しくなったら、何か残業もあるというような話もあるので、こういった放課後の子育て支援とかこういったケア的な面を町の方では。結局親たちが共稼ぎで働いている、今南三陸町には仕事がない。そういった中で石巻、気仙沼、佐沼まで1時間30分かけて通っている子育て支援の若者の環境があります。これに関しては、町としてどのような支援を今行っているのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） いわゆる放課後児童クラブというようなことで以前からやっておりましたが、今回の議案第84号にも提出をさせていただいておりますが、志津川小学校で寄贈いただいた児童館というようなことがございまして、そちらで10月から始めたい。それから、夏休みからなんですけどNGOの協力を得まして、そちらで一時預かりをしておったというような状況でございます。時間につきましては、丸1日というようなことで6時までそういったことでお子様をお預かりしているというふうな状況でございます。

歌津につきましても、同様にそういったものを建てる準備をしているとそういう段階でございます。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 ぜひ、町の方をお願いしたいのは子育て支援、若者の労働の場を確保するとともに子育ての場の確保。いろんな環境の中に子供たちはいます。被災人もいますし、あと片親を亡くした子供たち。こういった形の支援は、子育て支援センターの早期の開設とか、今後への確保、その辺が必要だと思います。

仮設をこの連休に数件回ったんですけども、やっぱり行政に対しては子育て支援の意味合い、あと働く場として大胆な発想で、復興計画を待ってられないというような話を多く聞きます。だから、行政そして町長には大胆な発想でもって、やっぱりできれば県とか国の予算を待つだけではなくて、このぐらいの段取りをしましたよ、あとは予算をつけてくださいとかこういった考えでもいいのかなど。またそういった話も聞きます。ぜひ、人口流出そし

て若者の働く場、そういった面でも子育て支援関係は充実した環境に一日も早くしてほしいと思います。

終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。阿部委員。

○阿部 建委員 ちょっと質問をして答弁をもらわないような気がするんですけども、この78ページの13節福祉の里指定管理委託料、これについて質問したような気がするのだが、答弁がなかったような。質問をしたいと思います。これを許していただきたいと思います。

これにつきましては、委託料として757万5,000円。今までの内容とそれから大きな災害が出ました。これによって、福祉の里等の運営に影響がないのかあるのか、今までの内容と今後の取り組みについてご説明を願いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 福祉の里指定管理委託料でございますが、社会福祉協議会の方に年間の指定管理料としてお支払いをしている分でございます。ですから、デイサービスセンターでございますとか、社会福祉協議会の建物がもともとございました。そちらの指定管理料というようなことで、1年間分というようなことでお支払いをしている分でございます。

それで、今後の福祉の里の運営というようなことでございますが、同じ場所で再開をするのは非常に難しいというようなことで、一たん白紙にさせていただいて、社会福祉協議会と改めて協議をさせていただくというようなことにしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 阿部委員。

○阿部 建委員 どうも3日休んだら、ちょっと頭が少しくうね。わかりましたので。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 ちょっと1点だけお願いします。

91ページ、92ページにあります3項災害救助費の中で、次ページにこの不用額が780万円ぐらいあるんですが、次ページの19節負担金及び補助金のところで応援給水等負担金というのがありますね、778万円ほどなんです。これは、どういうものなのか。そして、民生費にこの災害救助費が入っているのがちょっと私は納得がいかなかったもので、説明をお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、93ページ、94ページの負担金及び補助金の関係でございますが、応援給水等負担金というようなことがございますが、これは登米市の給水の応援の分のいわゆる負担、ですから登米市の方々のいわゆる登米市の人件費相当額というようなことになる形でございます。

今回の災害によりまして、災害救助費、社会福祉費というようなそういう扱いになっておりますので、民生費の方に入れさせていただいたというようなことでございますので、ご了解をいただきたいと。よろしいでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 特別に民生費に入れた理由がちよっと理解できなかったのも、その辺をちよっとお願いしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） この災害救助費は、今回の東日本大震災の3月11日以降31日までの20日分でございますが、本来災害復旧費は別枠でございますが、災害救助費は厚生労働省所管ということで民生費に入れてございます。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 それで、不用額がかなり出ているんですが、この理由もちよっともう一度説明をお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今、総務課長もお話ししましたが、約20日分というようなことで、とりあえずほかのところからも相当のいわゆる応援給水をいただいておりますが、実際に形としてこういうふうな形で20日分だけのお支払いになったというようなことをご理解をいただきたい。

あとは、例えば4月以降は平成23年度分というようなことになりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 まずもって、のぞみ作業所。現在は、入谷の箒畑で営まれているということで、その後沼田の方に来るといようなお話しでありました。NPOという話は聞いたんですが、具体的にどういう団体なのか、それから沼田のどこの場所なのか、おわかりでしたらお願いしたいと思います。

それから、その福祉施設を建設している土地なんです、その土地の借り上げ料の関係、これは福祉施設だけではなくすべての施設になるんですが、前に土地の借り上げ料の支払いについてはよく地主さんと話をし、建物がない状況であるものだから、これは話せば了解してもらえるのではないかと。要するに、支払わなくても済むのではないかとというような発言もありまして、今後検討するというようなお話ですけれども、やはり地主さんと検討しまして、お話し合いをしまして、実際に流出して建物がないわけでありますから、そういったところに地代金というものを支払うのは、やっぱりいかなものかなという感じがいたしております。その辺のところの今後の進め方、いつごろ大体そういうふうな話になるのか、その辺のことをお聞かせいただきたい。

それから、先ほど生活保護世帯の話がありました。今、支援金、義援金でお金が預貯金ということの名目で収入という見方をされると。なかなかそういった方々については、生活保護対象から外れるというようなお話もありました。ただ、1年間だけは何とかその支援金あるいは義援金でやられているかと思うんですが、要するに今後、仕事にまだ復帰していないという方々がかなりあるわけです。我が町で、きょう段階で失業者が幾らぐらいいるのか。その辺の把握をどうとられておるのか。

それから、生活補助費というんですか、生活保護費というんですか、これを私もらいたいと大声を出して表からどんと来る人というのは、なかなかないわけです。そういったことも配慮しながら、やはり皆さん、これからが大変な生活に入るわけです。ですから、そういった補助をしてもらうためにはこういう手続きが必要ですよというような、住民にそういったものに対する周知、住民の方々にそういう内容のことのお知らせも必要ではないかなと思います。その辺をどうお考えなのか。

それから、今般この震災によっていろいろ仮設住宅が建てられたわけです。その中で、我が町の仮設住宅の2カ所に福祉仮設が設置されたということで、その運営団体の募集をかけたわけでありまして、幸い2カ所でありまして、2団体の方からの応募ということでそれぞれが運営することに決まったんですが、例えばこれが3団体あるいは4団体ということになった場合において、それを選定する審査会なり何なりがあると思うんですが、その審査会の委員の面々はこういった方々がその選定に当たるのか、その辺をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、敬老祝い金ですが、従来町長が一生懸命、何をおいても敬老祝い金で行って、皆さんが非常に喜んでいただいていたということですから、今回は行かないという

話。行っていないんですか。担当者だけがいったような話なんです。行かないとすればなぜ行かないのか。その辺のところをお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、まず1点目ののぞみ福祉作業所の関係でございますが、NPO法人の名前につきましては難民を助ける会。難民を助ける会というようなNPO法人でございます。沼田の場所といたしましては、今この場所から袖浜方面に50メートルほど走りますと左側に土取り場をしたところがあります。そちらに入っていった右側になります。こちらの後ろ側の道路をまっすぐ行って、左側に左折すると、ちょっと上っていきますと土取り場があります。その場所を一応……。いえ、町有地でございます。そこを予定しております。

それから、4点目になります。生活保護費等のいわゆる住民等への周知の方法ということでございますが、今月被災者の支援の手引きというようなことで、皆さんに毎戸に配らせていただいておりますが、折を見てそういった形で皆様に周知をしたいというふうを考えております。

それから、いわゆる福祉仮設住宅のプロポーザルの審査会の委員というようなことございますが、民生委員協議会の会長さん、それから保健福祉課の私とそれから補佐が入っております。それから包括支援センターの所長、それから副町長が委員長というようなことでやらせていただきました。それから、県の保健福祉事務所の次長さんが入っていらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 公共施設のそういった跡地の借り上げ関係で賃借料ということのご質問でございますが、今回いろんな被災を受けたケースがございます、すべて建物がなくなった所あるいは一部まだ建物が残っている所、場合によっては基礎もすべてなくなった所、いろんなケースがございますので、確かに3月12日以降被災によってその公共施設としての利用はしていないんですが、そういった被災の状況によってはまだ建物が建っている所もございますので、これは地主さんとやはり協議をさせていただかないと、利用はしていないんですが占有していることには間違いないので、その辺はまだ今後いろんなケースがございますので、庁舎内で統一的な見解をつくって、それぞれ地主さんと協議をさせていただくと。

その時期がいつかということでございますけれども、できるだけ早くそういった協議の場を持ちたいというふうに思っております。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前は、ご指摘のようにそれぞれの米寿あるいは百寿ということで訪問をさせていただきました。しかしながら、震災後復旧対応ということで、優先順位を考えれば復旧対応を優先すべきだということで、敬老祝い金につきましては担当課で対応しているということでございます。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 失業者数の状況はどうかということでございますが、現時点では残念ながら正確なその数字は把握できかねております。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 そののぞみ作業所の運営母体、難民を助ける会ということ。これは、今回の震災で新たにできたNPOなのか、あるいは以前からあった、この根拠地というか、どういったところで活動しているのか。それから、その町有地を利用するという形で、これは希望ということでまだ決定はしていないと思うんですけれども、作業所ですからその人数とか規模とかあるかと思うんですが、どういった規模のものになっているのか。それから、その団体の所在地あるいはそのいつごろできた、実績等はどうなっているのか。それから、町有地の面積も幾らぐらいなのか、その辺。

それから、土地の借り上げにつきましては、利用しなくても原形が残っているというようなことも言うまでもなくわかっているんですけれども、ただ目的が果たされていないわけです。建てるのが目的ではなく利用することが目的でありますから、ですからそういうことも地主さんと、やっぱり早く話をした方がいいのかなと思います。地主さんだって待っているといるんです。一体どうなるのか、壊すのか、使うのか、払うのか、払わないのかということで、地主さんからどうなっているんですかと言われる前に、やっぱり借り手ですから町の方から早く、忙しいのはわかりますが、やっぱり一日も早く話を決めないと前に進まないと思います。その辺で、私は一日でも早い方がいいと思います。

それから、福祉仮設についてたまたま2カ所で2団体だからよかったんですが、例えば3団体、4団体ということになると、担当職員あるいは副町長がその審査委員になるということも悪いとはいませんが、果たして審査委員ができるかということなんです。経験がないわけです、経験が。そこで運営したこともなければ、全く見たことも行ったこともなければ

と、ちらっとは見ていますけれども、内容的なことをよくわからない方々があなた、あなたと決められて果たしていいのかと。決められた方が、たまったものではないというふうな感じがいたすんですね。ですから、今後はいろいろと町の事業等も出てくると思うんです。そのときにプロポーザルなり何なりでやると思うんですが、きちんとその判断ができる方々をその審査委員、選定委員に、どなたかから言われても文句が出ないような委員の選定ということも大事ではないかなというふうに思います。

それから、敬老祝い金は担当職員だけで今は行っていると。町長は今忙しいからということでもあります。そうすると、また町長が復活して歩くんですね。いつごろ復活して歩くんですか。この際、以前にもこの話が出たので、この際やっぱり担当職員で間に合うものは間に合わせるというような方向づけの方がいいんじゃないですか。私は復活しなくてもいいというふうに思いますが、その辺をどうお考えですか。

それから失業者。これは、課長、何だね。急いでやっぱり調査をする必要がありますよ。今、我が町の失業者は幾らですかと報道機関に聞かれても、いやわかりませんではなかなかそうはいかないと思うので、私たちも言われた場合には困りますので、だからいろいろな対応もしなければならぬと思うので、やはり人数をまず把握しないと進まないと思います。

以上です、その辺のところ。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、難民を助ける会の概要についてでございますが、ちょっと詳しいものを今は持ち合わせておりませんので、後刻ご報告をしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。そのときにあわせて、町有地それから建物の面積等についてもご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 失業者数の関係でございますが、委員のおっしゃるとおりいつまでもわからないというわけにはまいりませんで、被災後半年も過ぎましたので、ハローワークの方だとかと協力しながら、極力把握に努めたいとこう考えております。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 米寿のお祝いにつきましては、しばらくは災害対応ということを最優先すべきだろうというふうに思いますので、これを機会にというのは大変言葉が悪いんですが、控えさせていただきたいと。それから、あわせて百寿、これはお回りをさせていただくということで進めたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 土地の借り上げ関係につきましては、先ほど申し上げましたようにいろいろなケースがございますので、できるだけ早く町としての統一見解を出して地主さんと交渉に当たらせていただきたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） プロポーザルの委員につきましては、今後検討課題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（星 喜美男君） よろしいでしょうか。ほかに。

ないようでありますので、民生費の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は昼食後にいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（「時間を言わないと」の声あり）

○事務局長（佐藤広志君） それでは、11時10分から全員協議会を開催したいと思いますので、委員会室の方にお集まりいただきたいと思っております。（「時間を言わなかった。再開の時間」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） 再開を1時10分に行います。

午前10時59分 休憩

午後 1時10分 開議

○委員長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

民生費についての答弁の保留がありますので、答えさせます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） NPO法人難民を助ける会の概要についてご説明をいたします。

昭和54年11月「インドシナ難民を助ける会」として設立をしております。5年後に難民を助ける会というようなことで、海外各地で起こっている紛争等の難民を対象に活動することとして「難民を助ける会」と改称をしております。NPO法人の認定は平成12年10月でございます。これまで、海外難民救助を中心に活動を行っていたんですが、今回の東日本大震災で被災した方々の支援を行うことにしたというふうなことで、今回障害者支援、いわゆる今回は洗心会に対しまして、被災障害施設の再開として仮設作業施設の設置補助を行うことになったというふうなことでございます。

それから、貸しつけを申請している町有地の地番でございますが、字袖浜93番地の1。面積

は、783.44平米でございます。これは、敷地の面積です。仮設のプレハブユニット平屋建てを建てます。12.15平米と26.28平米。渡り廊下で連結をするというふうな予定にしております。約12坪ぐらいの建物になります。対象者は、約15名ぐらいというようなことになっております。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員、よろしいでしょうか。三浦委員。

○三浦清人委員 ちょっと説明の中で、洗心会はやらなくて、このNPOがやるということですか。（「洗心会に助成」の声あり）実際にやるのは洗心会。ああ。この難民を助ける会が運営するのではなくて、助成をする。洗心会がやるというのであれば質問はしなかったんです。わかりました。あくまでも運営法人は洗心会ということですね。わかりました。

○委員長（星 喜美男君） 次に、4款衛生費93ページから106ページの質疑を行います。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 102ページの13節委託料のところのごみ問題なんです、これの不用額が686万5,000円ぐらいになっていますし、その次ページの104ページにもし尿収集の委託料のところでも200万円からの不用額が出ています。これは、多分災害のためだと思うんですが、その辺をちょっと説明をお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） ごみ及びし尿の収集の委託料でございますけれども、委員おっしゃるとおり、これは震災によりまして3月11日までの分。12日以降の分のこの委託料につきましては、この業者の一般の契約とは別扱いで、緊急的なものにつきましては災害救助費の方での委託料の支払いというふうな形になっておりまして、その分で不用額が通常の年よりも多くなっております。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 そうしますと、不用額を緊急の方で賄ったということなんです、委託者に対しては継続して今度また始まっているのでしょうか。ついででちょっとお尋ねしますけれども、今は臨時的に大変緊急を要するというので、収集の品目も限られた品目だったわけです。それを委託業者がきちっとすることによって、また正常に戻るのではないかなと私は思ったので、その辺はどのようになっていますでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） まず、委託業者でございますけれども、震災後も、幸いにも町内委託をしている業者さん、ごみの収集車が1台被災に遭った事業所がございましたけれど

も、そのほかはほとんど被害がございませんで、緊急的に稼働していただいておりますけれども、そのまま継続して平成23年度も事業の方はお願いしてございます。

それから、ごみ収集につきましては、本当に震災後町民の皆さんにはいろいろご不便をおかけしておりましたけれども、どうしても被災に遭った集積場所が多かったり、あるいは避難所それから仮設住宅に新たに集積場所が設置されるといったことがございまして、なかなか通常の収集体制には戻せないでございました。でも、ここにきまして何とかその辺のめどがつかまりましたので、10月からなんですけれども可燃ごみ、燃えるごみにつきましては従来どおりほとんどの地域で週2回の収集に移行する予定にしております。それから、資源物につきましても、従来4品目に限定させていただいておりますけれども、通常どおりのすべての資源物の収集を、これも月2回という形で震災前の形に戻すような段取りをしております、これにつきましては10月に収集のカレンダー等を町民の皆さんの方にお配りをして、それから各集積所の方にも看板等を設置しまして、その辺の周知を図っていきたいというふうに思っております。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 10月から正常に戻るということで、大変皆さんちょっと不便でいろいろ困ってましたということのお話がありましたので、ぜひその辺をよろしくお願ひしたいと思います。

今までは、きちんと皆さんが分別しながら本当にごみの収集というものに協力してきたんですけれども、この震災に当たって今までは緊急だということではいろいろなものを一緒に出されたという場面がありますので、今回10月からせつかくやるんですから、そういうのも周知徹底をして、皆さんが今までどおりのごみの分別とかそういうものをきちっと守らせるというか、そういう部分もきちっとやってほしいなと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございせんか。菅原委員。

○菅原辰雄委員 菅原です。

96ページの負担金、補助金及び交付金ということでお伺ひいたします。

看護学校運営費補助金。これは今、町内からどれぐらいの方がこの学校に行っているのか。そして、また卒業生がこの町の医療機関にどれぐらいの割合で就職というか、奉職をしているのか伺ひます。

それと、次の98ページ、石巻赤十字病院救急救命センター運営費助成とあります。二百万何

がしですけれども、今回の震災でもいろいろ日赤には大変お世話になっているのは存じておりますけれども、これまでどれぐらいの方々が平成22年度中に利用、搬送されておりますか。そして、我が町にとっても非常に有効な救命センターだとは認識しておりますけれども、その辺の考え方等についてもお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 看護学校の関係ですが、正確ではないんですが、資料がほとんど流出したものですから、ほとんど残っていないというようなことで正確ではございませんが、学生数は10人に満たないような人数でございます。町内に就職した看護師の数ですが、平成22年度で公立志津川病院にたしか1人、高等看護学校を卒業して採用をしているというような状況でございます。

それから、石巻日赤の方なんですけど、申しわけありませんがちょっと資料が流出して、その辺は今手元にはございませんので、申しわけございませんがよろしくお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 こういう大震災で資料がない、これはいたし方ないことであります。今後とも、これは必要に応じてこの助成とかあれば継続していくものと思っておりますけれども、その辺は臨機応変に対応してよりよい医療環境を整えるための一助だと思うので、今後とも頑張りたいと思います。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。小山委員。

○小山幸七委員 98ページの最下段、浄化槽設置事業の補助金163万9,000円とあるんですけども、これは45基設置しておりますが、今回の災害で流されたのは何基あるんでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 水道事業所所長補佐。

○上下水道事業所所長補佐（三浦源一郎君） 申しわけございませんけれども、正確な数字はまだつかんでおりませんので、後日報告させていただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 小山委員。

○小山幸七委員 それともう一つは、今半壊などで直して自力でその家に入っている方などがいるんですが、その家の方の例えば浄化槽なんかの修理、使用はどのようになっているんでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道所長補佐。

○上下水道事業所所長補佐（三浦源一郎君） くみ取りをして機械を清掃して、使えるように業者さんに頼んで、使えるようになれば使えますけれども、塩水を被っていますので使えない

と思います。

○委員長（星 喜美男君） 小山委員。

○小山幸七委員 了解しました。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 1番です。

2目予防費の前者も質問した石巻日赤、この運営助成費として200万円が平成22年度にかかったわけなんです、公立病院がこういった形で震災になり、やっぱり搬送が日赤に増えた場合のこの助成費というのは、増えるというような形になるのか、その辺をひとつ。

あと、下の方の環境衛生費の13節水質調査委託料、これがあると思うんですが、今年度は107万円ということで平成22年度は計上されていますが、今回震災に遭って結局井戸水とかいろんなところの水質調査をしたと思うんですが、その辺は来年に向けてどれぐらいかかるのか。これからなんでしょうけれども、どれぐらいの上積みが平成23年度にはかかってきそうなのか、その辺をお知らせください。

あと、各種ごみ収集、あとし尿関係の委託があるわけですが、被災者へのし尿の収集に関しての軽減とかそういった、し尿の回収の関係の経費の罹災者への支援みたいなものはあるのでしょうか。

その3点、お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 石巻赤十字病院の運営費助成金の関係でございますが、これにつきましては、前年度の実績によりその分がいわゆる加算されると。ですから、搬送者が増えるとその分は増えるということになると思われま。

○委員長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） まず、水質検査の方でございますけれども、これにつきましては、平成23年度に從來やっていた部分を継続して実施できるかできないか、そのポイント、調査の地点等の検証から行わなくてはならないと思いますけれども、それに加えまして井戸水につきましては、震災後に緊急的なものといまして飲料に適しているかどうかの検査というのは別枠で行ったわけございまして、その分については平成23年度にまた継続というのは、今のところはちょっと考えておりませんが、あと将来的には復興計画の中にも盛り込んでありますけれども、町内の井戸マップの作成であるとか、そういった形の中で必要に応じて対応してまいりたいと思います。

それから、被災家庭のし尿のくみ取りでございますけれども、これにつきましては当然被災家屋からのくみ取りについては、料金は徴収いたしておりません。これは、7月までの分については徴収をしないで、その後につきましては一般に使用されている家庭からは料金の方はいただいております。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 し尿に関してなんですが、7月までは徴収していないと。そうすると、8月以降は徴収すると。私事なんですが、一応仮事務所を立ち上げまして仮設トイレがあります。2基準備をしました。あと、被災して、倉庫の方に今まで使っていなかったトイレがあるんですけれども、その辺のし尿くみ取りということで料金が発生したという現実があります。私のことはいいんですが、とりあえず仮設に関しては基本的には町でだと思っんです。そちらの方はどうなんでしょうか。その辺をもう1回。仮設の方のし尿収集で、水洗トイレだと思うので、その辺は町の方の経費ということなんでしょうか。その辺1点、もう1回お聞かせください。

あと、日赤に関しては、結局前年度の実績でもって助成費が増えると。間違いなく、公立病院がない関係で、米山病院だけではやっぱりその対応は無理だと思うので、気仙沼公立そして日赤に行くと。経費的に今回は衛生費がプラスされるということで、やっぱり財源がないところにこういった経費がかかるので、その辺は国の方の助成とかそういった関係を町の方で求めていくべきかなと思います。

あと、水質関係なんですが、この辺の被災当時の井戸水の検査に関しては、国の方から被災地支援ということで出るので、経費的にはかからないので、委託料に関してはそんなに上限はないということだと思います。

そうすると、し尿の関係、その辺をもう一度お聞かせください。仮設の団体の水洗トイレがあると思っんですけれども、その辺に関しての徴収というのは、町の方の資金で見えるのか。それとも、ここの仮設に入居の方々からお金を集めて支払って、自前の資金でもってやるのか。その辺を最後にお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 水質検査は、今委員がおっしゃるとおりでございます。

それから、し尿の部分ですが、7月までと申しましたけれども、避難所であるとかそういった一部くみ取りで残っている部分がございます、そういったところについては期間を延長して無料ということでやっておりました。

それから、あと仮設住宅の方につきましては、建設課の方からお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 浄化槽の料金につきましては、まず1DK、2DK、3Kというふうに料金体系が違っておまして、おおむね1,000円から1,600円の範囲で徴収を考えております。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 すみません。今、徴収ということだったんですけれども、説明では。その辺は、何とか被災者救援ということで、町の方でもその辺の助成とか軽減策をぜひ講じるような方向で考えてもらいたいと思います。

終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。阿部委員。

○阿部 建委員 98ページの負担金の中で、浄化槽設置事業費補助金が出ております。1,600万円。付表を見ると、今までに歌津地区、志津川地区で1,110基整備されたんだというふうに出ていますけれども、昨年の本決算の内容につきまして何基ほどあったかと思っておりますが、45基ということですが、何基の予算で見ていたのか。これで十分だったのか、それとも多かったのか、少なかったのか。その辺の動向について伺いをいたしたいと思っております。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所所長補佐。

○上下水道事業所所長補佐（三浦源一郎君） 予算の方ですけれども、浄化槽の予算の方ですけれども、毎年50基計上しております。それに対して、例年徐々に下がってきておまして、毎年40基前後ぐらいで推移しているところでございます。

○委員長（星 喜美男君） 阿部委員。

○阿部 建委員 ただいまの説明によりますと、毎年下がってきていると。毎年多くなっているのかなと思ったんですけれども、下がってきているということです。かなり整備が進んだということなのか、それともいろんな経済的理由によって整備がなされないのか、その辺を、きょうは課長さん代理ですから何ですけれども、どういうふうに考えるのか、どなたでもいいので。

私は足りなかったのかなと思ったものだから質問したわけですが、こういうのはやはりもう少し普及というものを進めるというかそういうことをして、どんどん補助を出しまして清潔感、清掃感そういうものがよくなるわけですから、最低限予算をとったぐらいの数は確保してもらいたいなとそういうふうに思いますがいかがですか、その内容について。ここ

毎年減ってきているということですが、昨年は何基だったのか、その前は何基だったのか、その辺はわかりますか。わかれば説明をお願いします。今後の考え方について、こういうことであれば、毎年少ないのであれば予算を見るのもどうかと思いますが、いかがですか。どういう考えをもっているのか、その辺について伺いをします。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長補佐。

○上下水道事業所所長補佐（三浦源一郎君） 合併当初は、歌津と志津川を合わせまして60基ぐらいでずっと推移をしてきたんですけども、合併後に50基前後に変わってきたんです。それが、だんだん50基を下回ってきているというのが現状でございます。

ただ、新築の方たちはすべてもう合併浄化槽ですし、残っている方たちも徐々にではありますけれども合併浄化槽に切りかえるように、こちらの方でもお願いはしているんですけども、なかなか人口が減っているというか、そういうふうな格好の中で踏み切れないというのが現状ですし、また浄化槽を設置するのにも設置するスペースがなくてできないという部分もございますので、それで余り進んでいないというのが現状かなと思っております。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 この病院費の関連ですが、赤十字の負担金もあるんですが、救急車で日赤あるいは気仙沼病院への搬送回数、志津川病院から搬送する患者さんの数というのはどれほどになっておるのか。それから、直接志津川病院に行かないで、日赤とかあるいは気仙沼市立病院などに搬送される回数というのは、どういう数字になっておるのでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 公立志津川病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 救急車で搬送回数ということでございますけれども、昨年度まではちょっと救急車の搬送については消防署の方の関係で資料をとっていたんですけども、現在のところちょっと流されてなくなっている。去年度については、まだこういう状況なものですから、消防署の方にはちょっと聞いてはいません。詳しい数字ではございませんけれども、ここから搬送される救急車、日赤にやっぱり搬送する分については一番便がいいということで、徐々に日赤の方は増えてきているような状況にはありますけれども、件数についてはちょっと今持ち合わせていませんので、ご容赦願いたいというふうに思います。

もし必要であれば、今後ちょっと消防署とかに、資料があるかどうかちょっとわからないんですけども、その辺をちょっと消防署の方から聞いたり、病院の分については申しわけないんですけども件数とかはすべて流されているので、ちょっと前のものについてはわから

ない状況です。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんでしょうか。

ないようでありますので、4款衛生費の質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費、105ページから112ページの質疑を行います。山内昇一委員。

（「ページ数違うんじゃないの」の声あり）すみません。122ページでした。申しわけありませんです。山内委員が着席しています。（「質疑じゃないの」の声あり）ないそうです。

それでは、質疑を行ってください。及川委員。

○及川 均委員 それでは、116ページの水産業費です。水産業振興費。116ページの負担金補助及び交付金であります。

今回、災害を受けたわけですが、前年、平成22年2月28日にも津波があったわけですが、チリ津波でありました。このときも災害を受けまして、こうした各種補助金等を出したわけでありまして、この返済状況を、これは漁協さんの方になるわけでありまして、これは据え置きがあったんだろうか。据え置きがたしかあるはずだと思ったんですが、この状況は多分残っておると、漁師の皆さんにはこの返済がこれからというところだろうなというふうに思うんですが、そうした中にまた災害ということなんでありまして。

そこで、今回のこの津波も激甚災害法の適用によって補助が来るということで、漁師の皆さんが復興、復旧といたしますか、ワカメ養殖で何とか第一歩を踏み出したいということで、浜で頑張っておるわけでありまして、この災害法の補助というものは、今現場でいろいろ話を聞いて、漁協さん等のお話を聞いても国から75%来るんだと単純に説明されますけれども、その内容は用いた資材の90%に掛ける75%なんだということからしますと、現実に漁師さんに交付される補助というものは67.5%にしかならないんだということなんだそうです。ほぼ、約3分の2であります。これで、しかも支払いといたしますか、補助が来るのはまず資材を買って、そして一時お金の支払いをして、その支払った領収書に対して67.5%が来るんだという制度なんだそうです。つまり、払わなければ、資材代の支払いをしなれば補助は来ないと。支払いは、相当な期間の猶予があるというようなことなんでありまして、何にしてもまず自分で頭金を揃えて、その資材代を支払わなければ補助は来ないという制度なんです。まずもって、復興で第一歩を踏み出すのにまとまった資金が欲しいという、その資金にはならないということなんです、この資金は。しかも、国は75%だということなんでありまして、実質漁師さんの手元に補助されるのは67.5%にしかならない。3分の2の補助なんだということなんです。

そこで、前回こうした津波の補助金等もあったわけですが、今回の津波でこうしたことに町の方では補助のかさ上げ等ということは考えられないのかどうか、考えておるのかどうか、その辺のところをお聞かせください。

それから、磯根資源の状況調査ということでもあります。

このことについて伺うわけでありまして、前年度の実績を見ますと、海草群落再生支援事業とか南三陸エコカレッジ事業とかということで予算を組んで、それなりに対応した。そして、その実績も出ているわけでありまして、それらこれらも一切津波で皆流されて、何も過去のそのデータというものは、今はもう全く当てはまらなくなった、あてにならない状況になったわけです。そこで現在、震災後に我が町の磯根資源というのは、一体どういう状況になっておるのか。その状況調査というものは、一体どのように考えておられるのか。その点が2点目です。

それから、117ページの漁港建設費であります。

これらも、前者の質問の中にも、事業執行が不可能になれば不用額になるということだったわけでありまして、それはそのとおりだと思うんですが、今後のいわゆる事業執行がすべて一律なねらいを積み上げてきた漁港整備計画が一切ご破算になってしまって、今後どういう各町内一種漁港19港の整備計画と、これは大きく考えれば町の長期総合計画だとか、あるいは各種実施計画といったものすべてに見直しが必要になるということだろうと思うんですけれども、そうした方向性を町民になかなか示されないということで、漁師の皆さんも我が防波堤、岸壁は一体修理をしてくれるのかどうか、今後使える港になるのかどうか、あるいはそれをいつごろやってくれるものなのかどうかという見通しが無いがために、漁師の皆さんは疑心暗鬼になってきょう日やっていると。力強く、いつまでに直すように整備するから、それに基づいて生産体制を整えるという心境になかなかないでいるというようであります。その辺のところも、今後の整備計画の立案の見通しとかそういったものを総合的な考え方、そこらをお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 国からのその補助金の計算の方法で、今委員の方は最初から90%のおっしゃいましたけれども、施設の減価償却の考え方からして、例えば一つの例をとりますと、仮にワカメの施設一つをとりますね。これは、大体4年で減価償却をするというそういう考え方をします。ところが、4年を過ぎても、5年目も6年目も使いますから、4年間で100%償却するのではなくて10%を残しておくんです。なもんですから、被害を受け

たものに関して補助するのは、頭の金額は最初から90%から始まります。それが、1年目に敷設ものに被害を受けた場合はかかった金額の90%の何ぼという補助の割合にします。これが、1年使って2年目となりますと、仮に4年で償却するとしますともう90%の4分の1は既に使ってしまったから、90%の残りの4分の3の何%を補助するというそういうような計算方法なんだそうです。これは、ですから仮に去年の2月28日の津波の時に全部流されて、そして新しく敷設した施設の補助に関して、今回はその90%の3分の2を補助するというそういうような計算なんだそうです。ですから、古くなればなるほどそれは補助をする頭の金額が少なくなるのは、これは計算方法なんだそうです。

それで、今回そういうルールだということは、委員もとくにご存じでお話しをしたと思うんですけども、それに町の方のかさ上げはどうなんだということなんですが、今回の津波では国の方ではできれば協業化ということでその補助をするということです。漁業の、今言ったワカメの施設だとかカキの施設そのものは個人個人ということなんですけれども、協業化する場合がありますし、問題の一番は船だと思えますけれども、船を買う場合、これは何年使ったとかではなくて、もう直すのではなくて、新しく買うことを前提として、その3分の2は国の方から補助が来ます。残り3分の1に関しては、これは個人がということではなくて共同で使うということで、宮城県漁協が所有するという方向だそうです。その残り3分の1は、県漁協が漁業者に対して使ってもらうものですから、それに1年間で全部払えではなくて、使用料みたいな形で何年間かにわたって使用料を徴収するという考え方なんだそうですが、最終的にはその支所ごとになるだろうと思います。

私どもの方では、国庫補助のほかに町の公金でのかさ上げはどうかと考えたんですけども、なかなかそれもいろいろな面がありまして、別な方面から申請しましたらある部分は認められましたので、その国庫補助の残りの部分の満額とはいかないまでも町の方から何ぼかそのかさ上げの補助をしようと考えております。

それは、施設そのものとなると個人の財産にかかわりますので、施設本体ではなくて船だとかあるいはワカメの処理場だとかカキの処理場を、これは漁協でやりますので、漁協でやる分には何ぼかかさ上げをよう考えております。そういうような形で、町のその本来のお金というところであれですけども、町の方で何とかそれはかさ上げをしようというそういうことを考えております。

2点目の磯根資源の調査の関係でございますが、私どもの課の方で何回か潜ったり、それからいろんな関係団体の協力を得ながら調査をしておりますが、はっきり言って被害を受ける

前の段階の資料がほとんどなくなってしまっておりまして、潜って調査をする場合に、例えば磯根資源の中でアワビのことを申しますと、大きなアワビもあるそうです。7センチ以上になるものは結構見られるそうです。ただ、問題はもっと小さいアワビです。つまり、稚貝を買ってきて放流したばかりの長さ4センチから5センチぐらいのアワビが極端に少ない、見えないんだそうです。ですから、この津波でもしかすると吸着力の強いアワビは残っていたかもしれませんが、比較的吸着力の弱いのは流されたのではなかろうかというのが私どもの調査している職員の見解のようです。

それから、そのアワビとかが食物とする海草、海草は場所によってはちぎられたり、そういうところが見受けられるそうですけれども、思ったほどの被害は海草の分はなかったようです。ただ、海草そのものは切れてはいないんですけれども、ごみだとかが出てきた関係で、今後の海草に与える影響がどうなのかというのは、もう少し調査してみないとわからないということだそうです。それから、今まで海草が生えていた岩にヘドロだとか砂とかが一時的にでもそこに積もってしまうと、その海草が今後やられてしまう可能性はなきにしもあらずということだそうです。

それから、あとは同時にプランクトンだとかも調査しておりますけれども、プランクトンがいるだろうと思われる水を採取してきて、協力団体の方に送ってやって調査をしているんですけれども、そのプランクトンの数はそれほど変化がないというそういうような結果のようです。ただ、それらに関しましては、水温によってかなり影響されるものですから、1回2回ことしだけ調査をしてもなかなかそれで結論を出してしまうのは難しいのではなかろうかというのが、今のところの見方のようです。

概して、磯根資源のアワビはさっき申しましたとおりですけれども、ウニとかに関してはそれほど流された形跡は見えないというそういうような状況でございます。

以上です。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、今の被災している漁港は災害査定を受けなければならいので、それでそれに要する査定設計費用、これを早急につくらなければならないわけでございますけれども、それはすべて防波堤、それから物揚場、船揚場、今の被災を受けているところの構造計算をし直して、もう一度設計をし直します。これは、相当防波堤とか構造的に根本的に変えて多分査定を受けなくてはならいと思うんですけれども、そういうものを11月に査定を迎えるわけですけれども、災害査定でどの程度認められるかというのがまだちょっと

見通しがわかりません。これは、今9月から査定が入っていますので、そういう情報を得ながら、そういう構造的なものも査定を受けるまでにいろんな修正を加えながら査定を受けるようになると思います。

それで、査定を受けた後に実際に国の災害の国庫補助が決まるわけでございまして、それが決まりましたら拠点漁港につきましては平成23年から平成25年、それからその他の漁港につきましては平成24年から平成28年の中で漁港の災害復旧を、これは今、県の考え方でございますけれども進めていくというふうな方向性がございます。そういうその災害をどのようにどこの漁港をどの優先順位でどの程度まで直すかと、こういったことが12月あるいは当初予算、そういうところに出てくると思いますので、そういった方向がある程度見えた段階でまた将来の漁港整備、それをどのような形で進めればいいのかということが検討されるような段階になると思います。いずれにしても、今の既存施設の中ではもう1メートルの高さが下がっておりますので、構造的にはかなり影響があるのではないかと。かなり補強するような構造になるのではないかと思いますので、そういうものを見きわめながら災害の復旧と今後の計画を検討しなければならないとこのように考えております。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川 均委員 今、課長答弁で施設の方にはかさ上げを考えているというようなことでありますけれども、補助のね。これは、個人の方には難しいのかなとやっぱり思うんです。それは私も理解するんですけれども、当初のその資金を返済しなければこの補助金というものが来ないわけです。いわゆる支払わなければ来ないというところで、ある漁師さんがまずまとまった金を資材代として支払わなければ、それに対する補助でありますから補助が来ないということで、まず頭金として事業を開始する資金にはならないわけなんです、このお金は。それだけに、何とかその個人的なかさ上げというものも考えられないのかなと。

現実に9割ということも、災害で流されてしまったんですから償却もへったくれもないわけです。もう何もないわけですから。ゼロからの出発ですから。それに対して、漁師さんは100%に対する75%だと思っていた。ところが、頭から1割を減額しますよということで9割だということになりますと、3分の2の補助率にしかならないわけなんです、実際に計算してみますと。67.5%にしかならないということなもので、補助率は決して何も高くないわけです。

国県に対して、すべてのものに100%出なければとてもやり切れませんよと行政側はいつているんですけれども、漁師さん方もその気持ちはやっぱり同じなんです。ところが、実際問

題として67.5%しか補助が得られない。しかもその67.5%は後払いだと。あんた方、1回払いなさいよと。払ったものの領収書に対して67.5%補助をするんですからねという制度なんです、これは。それが、そのとおりはいいんですよ。災害補助で75%の補助がありますよというんですが、実態はそういうことだということです。だから、漁師さんにとっては必ずしもいい話でもないわけです。ここらあたりを、せめて90%とか95%ぐらいまで見てもらえるのであれば漁師さん方も納得するんですが、その辺に不平不満があるということと、そのことが第一歩を踏み出すのにかなり障害になっておる面があるということを確認していただきたいということなんです。

それから、この磯根資源であります。

これもはっきりした信頼できるところからの情報、そういったものがないがために漁師さん方も果たしてウニ、アワビの開口、ことしは無理としても来年はできるんだべかという不安がある。そのことがはっきりしないがために、自分の船を持つこともあるいは開口の道具を持つこととか、そういったものに対してもどうしようかということで迷っている漁師さんもかなりあるということです。そうしたその見通しもどうということなのか。やはり、それなりに漁協さんと一体になって、町の財産でありますから、町の財産である資源が一体どのぐらい残ったのかということをやっぱりしっかりした調査をして、そして漁協さんと一体となって将来の資源の管理方法というものを考えなければならぬのかなと思うわけです。

北海道の奥尻島なんかは、聞くところによると震災後5年間はアワビもウニもとれなかったというような情報もあるわけです。南三陸町は、来年度からアワビだのウニがとれるものなんだか何だか。あるいは、それもまた5年もとれないということであれば、これまた大変なことなんです。その実態を正式に、町も乗り出して漁協と一体となって、やっぱり資源管理の面から調査をする必要があるのではなかろうかなと思うから、こういう質問をするわけがあります。

それから、この漁港。

今、課長が語るとおり、そのとおりだと思うんです。今の段階では、長期整備も何もないと思うんですが、かつては第8次漁港整備計画あるいは第9次整備計画とかとって10年スパンで整備計画を立てて、それにのっかってやってきたわけですよ。ところが、今はそういう10年スパンの整備計画というものが無いということで、県補助の方もまるきり、あってもほとんどないという状況になってしまっているわけです。そうした中で、さらにこの問題を大きくしているのが地盤沈下という問題なんです。この防波堤あるいは岸壁のみならず、こ

れまであったいわゆる附帯設備としてあった加工所、あるいはボイルするところだとかカキ処理場だとかそういったすべての施設が現在の用地、敷地では建設不可能になったという、この現実なんです。これを沿岸も岸壁を上げるのは当然なんです、その背後地までも全部高さ上げしなければならないということになってきますと、しかもさらにそれを再舗装しなければならないと、莫大な金がかかるなど毎日岸壁に行ってみて本当にため息をつかざるを得ない状況なんです。それだけに、これはやはりかつての整備計画のように長期計画は必要だと。

さらに、国県の補助というものが復活してもらわなければ、浜の再生はできないなというふうに毎日に痛感をしておるわけですが、その辺のところは3次補正とか今後の国の姿勢にもどのようにあらわれるかわかりませんが、そうしたやっぱり整備計画というものははっきりと打ち立てる必要があるだろうと。10年スパンなら10年スパンでやっぱりかつてのようなそういう計画に基づいて、長い視点でこれは取り組まざるを得ないのではないかとこのように思うから質問するわけでありましてけれども、そうした見通し。

漁港統合とかさまざま話がありますけれども、単なる漁港の統合だけでは済まない、背後の附帯設備等すべてをとにかく見直ししなければならないというその現実、その辺のところ。一方では、また投資に対する利潤、地元の漁民が一体どのぐらい残って、投資する価値があるのかという問題もまた出てくるのかもしれませんが、現状においては町民の皆さんの気持ちまでは流されていないと私はこう見ていますから、やはり漁民のその気持ちにこたえる姿勢を早期に示すべきだろうなというふうに思います。

終わります。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 補助の関係ですけれども、昨年のチリ地震津波でやられて、それでさあどうしようというときにまたこうですし、そのときも100%の補助ではなくて手出しは何ぼかあったんですけども、今度はそっくり全部流されてしまいましたので、委員が言われるように、私も担当していて、もっともっとその手出しが少なくなるように国の方で面倒を見てくれないものかなとは思いますが、ただ国の方の考え方は補助金という名目で公金を出すのは、個人資産の形成には出さないんだと。ですから、協業化をしてくれということだそうなので、協業でやるほかはないのかなということなんです、もう一つは資材を新たに買って敷設したら、そのお金を払った後にその分の補助が来るということなんですけれども、その考え方にしても漁協等の系統の機関からその資材を買う場合と、そうで

はないところから買う場合といろいろあるでしょうけれども、それはそのお金を支払ったか支払わないかというのは、掛け売りとなるかどうかなのか、それはその漁協とのやり方だと思うんですけれども、しっかりと全部払ってしまわなければその領収書が出ないのか、それともこれだけの資材を持っていったからこれだけを買ったことになりますよとそういうようなあれをするのか、いずれにしてもそれは漁協単位だとかで、漁協ではないところからの資材ということだと別ですけれども、漁協単位でその組合の方々が資材を幾ら持って行ってこれだけかかりますよという、そういう取りまとめをしてその申請をしてくれるものだと思いますので、その辺のやり方は漁協単位でうまくやっていただくほかはないのかなと感じはいたします。今、国の方でこういうルールで補助金を出しますよと、それでも震災復旧のための緊急的な補助が出てきているものですから、さらにそれをもっともっとよくしてくれというのは誰もそう思っているんですけれども、なかなか難しいところがあるのも事実でございます。

それから、その磯根資源の関係ですけれども、さっきも申しましたように特にアワビにしましては小さいのがないんです。つまり、アワビの稚貝を買ってきて、放流して何年もたたないのは余り見えないものですから、だからその先二、三年後のことが心配されます。

もう一つ心配されるのは、アワビの稚貝そのものに実は致死性の伝染病が発生しているようで、たまたま今回は宮城県内のアワビの稚貝を供給してくれる、具体的には水産公社の施設も全部やられてしまいましたので、ですから宮城県以外のところからその稚貝を持ってくることは、今農林水産省の方で禁止されています。なもんですから、期待できるのは自然再生しかないんです。

ご存じのとおり、9センチ以上でないと卵を産まないものですから、それに期待するほかないものですからどうしようかということになりますが、先ほど私、潜水して見た限りではそういうような状態で、小さいのは余りないけれども大きいのは比較的あるようだと。ただし、これは潜水して見たものですから、開口のように上から見た状態ではございませんで、岩の下の方まで潜水しては見られますけれども開口ではそうはできませんので、ですからそれを開口していいのか悪いのかというのは、なかなか私らが軽々しく言えるものではないと思うんです。ですから、それらのその調査に関しては、やはりそれはその漁協の方でこの冬のシーズンに開口するか、もう1年待つとかかというのは、なかなか軽々には言える状態ではないと私の方では考えています。特に、アワビに関してはそういうような状態でございます。

今後、こぞって調査をするかとなった場合、それはしないというつもりではないですけども、さてどこをどのように調査すべきか、まずその進め方に関してもそれらの関係団体と連携を密にしながら、もしやるとしてもそうしていかなくてはいけないのかと思いますし、そうならば地元だけではなくて専門的な意見も取り入れながらやっていくべきなのかなとは思いますが、なかなか今ここで結論というのは出しにくいところです。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 今、水産庁あるいは県の基本的な考え方が、10カ年で災害復旧から再生、それから発展ということで、特に拠点漁港にそういうふうな機能の強化を進めようということで、最初の3年間については災害復旧ということで、それからあと次の4年間は再生期、次の3年間は発展期ということで、この再生期については新たな基盤整備、それから発展期も新たな基盤整備を基本的には考えているようです。

それで、新たなその基盤整備というのは背後地の土地利用。先ほどご指摘のあった水産加工場とかあるいはカキ処理施設、それから共同処理施設、こういったものの整備計画がある部分については拠点漁港にきちっと計画をする、こういうふうな基本的な考え方のようです。

それで、南三陸町にもこれからカキ処理場とか共同処理施設、整備計画は漁協の方でもあるようですので、この辺をしっかりと漁民の皆さんと調整をしながら、この10年間でその基盤整備というものをどの程度やっていくかどうか、そういうところを災害査定後にしっかりと協議をしていきたいとこのように考えています。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 113ページ、林業振興費 2目13節委託料。今、70ページの付表を見ておるんですが、この分収林の伐採維持業ということで私の地域の名前が載せてありますが、この1点と、それから森林妨害虫防除事業委託料、この2点をお伺いしたいと思います。

分収林のこの伐採事業なんですが、治抜ということで上沢行政区から山和会というんですか、この各所有区分が載っております。特にここでお伺いしたいのは、上沢植林からこの山和会まで、目を通してはいるんですが材積が846から山和会は835と。この金額が、販売額、交付金もそうなんですが、山和会等は結構な金額で売れておるんですが、ほぼこの伐期に対して売るということで同樹齢なものなのか、この点を1点伺いたいと思います。

それから、被害木の早期発見ということでこれまで駆除、灌注ですか、予防措置をしてきているわけですが、この災害に当たりましてこれからの取り組みというものをどのように進めていかれるのか、この2点をお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、病虫害防除の関係から初めにご説明申し上げたいと思います。

264万5,848円というふうなことで、これにつきましては地上散布というふうなことで施工した分を計上しておるところでございます。

それから、あと分収林の伐採事業の関係、付表の70ページ中段に分収林伐採事業というふうなことで、上沢行政区から山和会までございますけれども、同じような846とかそういう材積の段階で、何で金額が違うんだというふうなことかと思えますけれども、これは森組の方に委託を申し上げまして入札を行っております。その段階で樹齢も大体同じぐらいなんですけれども、あとは搬出のしやすさにくさ、それからあとはまとまっているとかそういうふうなことで、1カ所だけ山和会だけが極端に値段が高いので、我々もどんなものかなと思ったんですけれども、ほとんど材積も変わらなくてこれだけが値段が高いというふうなことで、それは業者の入札によるものですから、その辺の判断をされた段階でそれなりの金額を入れていただいたのかなと。金額を見ただけでは、ちょっとおかしいなというふうなことは感じたんですけれども、業者の見積もり結果というふうなことでございます。

それから、あと森林の病虫害予防の関係でございましてけれども、一般的に今回は地上散布の分だけでございましたけれども、あとは樹幹注入、それからあとは伐倒による薬剤駆除とかそういったものも含めまして、今後対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 今説明を受けたんですけれども、かなりうらやましい金額で、人というものは欲が生まれて。

業者は、森林組合を窓口はこの入札ということで、業者は何業者ぐらいでこのような金額で落札されたのか。600万円台、ほとんどの材積が800立米からなんですけれども、この業者が何業者ぐらいでこれに入られたのか。それと、作業環境がかなりよい場所なのかなということで、この山和会という場所。この地区名をちょっと確認したいと思います。

それから、最初にお答えをいただきましたこの松くい防除なんですけれども、災害に当たりまして例年どおりというようにいけるのかどうか。また、こういう災害に当たって当面は見合わせをして、ある時期が来てこのような事業にまた取りかかるのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 病虫害防除対策の関係でございますけれども、これは平成22年度まで県の補助事業でやっておりました関係もございますので、これも継続しましてその補助事業の導入の関係を模索してまいりたいというふうな形で考えております。

それから、あと分収林の売り払いの関係で、山和会の場所というふうなことでございますけれども、南三陸町志津川字大沢93の1番地というふうなことで、場所は特定をしております。

業者でございますけれども、森林組合の方で指名競争入札というふうなことで、すみません、業者の数だけはちょっと把握しておりませんので。（「町が入札している」の声あり）すみませんです。これは、森組の方に4社というふうなことで。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 地元ですかね。以前にもこういう売り払いの件で私は伺ったんですが、この販路をいろいろ広げてはどうかということで、他県にも呼びかけをしたのかなど。近隣の例えば岩手とか、そういう業者も入っているのかということでお伺いをしたんです。それは確認ということで。

あとは、この被害木ということで、県の事業ということで継続をされるということで、これは了解しました。もう一度。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 受注した組合の名称を申し上げたいと思います。

すみません。業者名は、ちょっと手持ちの資料がないということですすみませんです。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 分収林のその入札の件でございますが、事前にそれぞれ現地調査を経て、入札当日にそれぞれいわゆる区分ごとに入札を実施いたしました。4社だと思いますが、本吉町の業者が1社、それから森林組合、それから町内が2社。

それで、結果的に単価的に高いところは平米7,600円台、安いところは2,200円台ということではらつきがございますが、この件に関しましてはその立地条件もありますし、それからまたそういう杉の状態、そういったものもあると思いますが、結果的には立木で入札をしてこういった結果になってございます。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 説明をいただいている際に言ったんですけれども、林齢はほぼ皆同じかと思う

んですけれども、どのくらいの林齢になっているのか。それから、今総務課長からも説明をいただいたんですけれども、私どもの地区もこのとおりお世話になりました。かなりこの搬出の条件は地元の所有者にも協力をいただいてかなり条件はいいはずなんですけれども、町長がよく言う美林、木肌もいいということで志津川以上に歌津も木はいいはずなんですけれども、このような開きということで伺ったんですけれども、そこら辺はこれからの課題として努めていただきたいと思いますけれども、今言いました林齢、樹齢はどのくらいか。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 上沢植林の分でございますけれども、杉が2.5ヘクタール、林齢ですと45、46、47年生。それから、その下の樋の口行政区、それが42、43、45年生。それから樋の口森林振興会、林齢が40、41年生。それから、山和会45、46、47、48年生というふうな区分でございます。

○委員長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時40分といたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時38分 開議

○委員長（星 喜美男君） 会議を開きます。

5款農林水産業費を続行いたします。鈴木委員。

○鈴木春光委員 2点ほどお伺いいたしたいと思います。

110ページです。

110ページ、3目農業振興費の中の19節負担金補助及び交付金の中の園芸特産重点強化整備事業補助金1,100万円ばかりあります。そのことと、それから農山村地域活性化推進対策事業費補助金ということで230万円ほどございます。

この事業補助金は、園芸特産といいますと菊のハウス施設あるいはイチゴの施設、あるいは園芸野菜といったような施設で、今回の震災で恐らく壊滅状態になった地域が多くございます。その前の、結局補助金ということで充当されてあると思うんですけれども、この辺は実際にこの事業を営んでいる人たちの施設はどうなっているのか。それから、さらにはこの人たちが復興に向けて取り組まれるように支援をしなければならないと思うんですけども、そういう中身とかをひとつ、とりあえず教えていただきたいし、その次の地域活性化推進対策補助金という230万円ほどございますけれども、これは活性化推進ですから元気づけられる農山村が誕生しているのかなというような思いでございますけれども、ここの地域あるいは中

身そういったものはどうなっておられるのか、その辺をお聞きいたしたいと思います。お願いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それではお答えしたいと思います。

初めに、第1点目の園芸特産重点強化整備事業補助金でございます。

これにつきましては、農協さんで行いました園芸部会で行った施設整備、それから花木部会で行ったハウス整備、それからいちご部会で行ったハウス整備等に、それぞれ通年化で高品質なものを生産できるような整備体制を整えたいというふうなことで、整備を図ったわけでございます。しかしながら、3月11日の大震災で被災を受けてしまいました。二重ローン等の問題は抱えてはおるわけでございますけれども、今年度新規事業というふうなことで、東日本大震災農業対策交付金事業というふうな新たな国の補助事業をもちまして、志津川地区のイチゴ、それから戸倉地区の野菜、それから農協さんの施設になりますけれども歌津地区のライスセンター、それから志津川営農センターの集出荷センターというふうな4事業につきまして、本年度事業というふうなことで内示までいただいているところでございます。

それから、第2点目の農山村地域活性化推進対策事業費補助の内訳でございますけれども、どういことが活性化かということでございますけれども、葉たばこ生産振興会の方に補助金を出しております。これに関しましては、分解性のあるマルチを使用して環境に配慮したというふうなことで、環境への負荷を軽減するというふうな意味も含めまして補助を行っておるものと、それとあと双苗の簡易水道の方にも助成金というふうなことで支出をしております。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 農業、漁業の関係で今いろいろと質問に入っているんですが、この内容に関係する委員の方もいるような感じがするので、本人の申し出があればひとつ本人の退席を聞いていただいて、進めていった方がいいと思いますが。（「退席を申し出ます」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） ただいま小山委員より退席の申し出がありますので、これを許可します。（「退席を申し出ます」の声あり）山内委員。山内委員より退席の申し出がありますので、これを許可します。

鈴木委員。

○鈴木春光委員 お答えの内容でわかるんですけれども、つまり花にしろイチゴにしろ、あるい

は園芸にしる、ほとんどの施設が今回流出してしまった。つまり、主産地である田尻畑、中瀬町地域は特になんです。今、答弁の中に二重ローンの懸念もあるということなんでしょうけども、今回の東日本の新規事業で取り組む意気込みを見せて、既に事業を開始したところもあり、あるいは内示のこともあるということなんでしょうけども、そういう二重ローンの軽減等々についてはどうなんですか。この辺は、借り受けたものだから払えということにしかならないのか、あるいはこういう大震災であるからその辺は何ぼか考えてやるというそういう制度等々はないものがあるものか、その辺を再度質問いたしたいと思います。

さらに、活性化ということで葉たばこを対象としての補助事業だということで、葉たばこ耕作者の関係でお話しがありましたけれども、非常に耕作者が少なくなった中でマルチがけ、それが放っておいても結局土壌条件に差しさわりがない、つまり省力化が図られる、あるいは廃棄物としての処理手法が考えられなくともいいんだというような解釈でよろしゅうございますか。もしそういうことがあるとすれば、先ほどもお尋ねしようかなと思ったんですけども、ビニールの処理の関係で予算化されてあったと思ったんですけども、そういうものの手数を省けるというようなことにもつながるのかなというようなことで、例えば施設園芸をやっておられる方にそういうのが使えないものかどうか。

そういうようなことと、先ほど申されました生産農家の意欲を喚起するような、元気づけられるような施策でこの事業が東日本新規の事業に入ったわけなんですけれども、先ほどは2名ほどだったんですけれども、恐らく30人から50人ぐらいの生産農家があると思うんです。そういう人たちの今後の取り組みなど、あるいはその推進方策といいますか、そういうものはどうなっているのか。

先ほどどなたかの答弁の中に、共同体でやらなければ補助の対象にはならないというようなことだったんですけども、そういう新規に、つまり再起しようという、やっぱり自分たちの業とするにはそれしかないんだからやっていきたいという人たちももっともっと思っただけですけども、それでないと農業の振興とか産業化していく、あるいは産地形成していく上で、非常に市場評価なりあるいは消費者向けの新鮮野菜の供給が不可能なわけなんです。その辺の考え方をお願いします。ぜひ、これからはやってもらわなくてはならないんですけども、農地利用の中でそういうこともやっていかななくてはいけないんですけども、その辺は今後の中で、それは新年度予算で考えられるだろうと思いますけれども、こういう大きな事業を取り入れていただいて、今まで産業の振興あるいは農家所得の向上、あるいは雇用の場の創出というか、非常に町の人たちにも手伝いをもらっていますからね。そういうところを考

え合わせると、ぜひこうした事業を進めてもらいたいものだなというようなお願いもあるわけなんですけれども、その辺もあわせてお願いしたいと思いますし、それから農地のほかに双苗山の簡易水道、これは平成23年度中に実施される予定だったんですけども、工事に着手しかねて、予算措置もされてあったんですけどもできないということだったので、この辺は今後どうなのかな。

例えば、私は水源の確保あるいは町営住宅の件で話をしたことがあるんですけども、あそこも町有財産としてあります。それから、水道を今度つくとすれば、そういう抱き合わせ的な考え方も含めるとさらに予算措置をしなくてはならないんですけども、とりあえずどんな規模の簡易水道なのか。それから、そういうもし町営住宅なり、今回大いに活躍した石の沢線の幅員拡張、林道になりますけれども、あるいはそういうものも避難場所に通じた小学校、中学校あるいは対策本部へ通じた林道でございますから、こういうものも山の関係からすればどういうふうにご考慮されるか、その辺も双苗の簡易水道の設置についてと合わせてひとつ、もし考え方があったらお聞かせ願いたいなとこんなふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、お答えを申し上げます。

初めに、第1点目の二重ローンの関係でございますけれども、残念ながら今のところ二重ローン対策、施設はつくったものの2年ぐらいで流出をしてしまったというふうな施設に関しては、それを補てんするようなものは今のところございません。国の方に要望しているのが実態でございます。

それから、マルチでございますけれども、先ほど説明の中で少し抜けてしまいましたのでちょっと補足というふうなことで、決算書の110ページの農山村地域活性化推進対策事業費補助金の内訳で、大もとがすみません、抜けておりました。南三陸有害動植物対策協議会の方に220万円、これを支出しております。葉たばこ振興会の方に10万円です。それから、双苗の簡易水道組合の方に8万8,000円。トータルで238万8,000円というふうなことでございます。

先ほど委員からご指摘いただきました水道の件に関しましては、平成23年度に予算計上しております、その実施方法につきましては上下水道事業所と協議をしながら、実施の方向に向けて今具体的に検討しておるといふような状況でございます。

先ほどお話しがございましたマルチの件でございますけれども、分解性のマルチは若干値段も高うございまして、その辺で使用するのに皆手控えておるのかなというふうなことがあるわけなんですけれども、逆にあとはJAの排プラスチックの適正化推進処理協議会というふ

うなところで回収等も進めておりまして、目標20トンぐらいを回収したいというふうなことで、これも鋭意活動しておるのも実態でございます。これにつきましても、本来は焼却処分製紙工場の燃料というふうなことでこれを活用しておるところでございますけれども、これも再生できるような方向での検討というふうなことで課題も見えておるといふふうなことでございます。

それから、最後に園芸等の方策でございますけれども、今の段階で浸水区域の農地につきましては、今年度をめどに災害査定を行う予定でございます。それと平行して、災害査定の前提条件となりますのが、査定を受けて復旧した箇所を耕作することという、耕すことが最前提の条件になっております。この辺につきまして、先日県の方と打ち合わせをいたしましたけれども、農地復旧支援調査というふうなことで、県の100%補助事業で浸水した農地の方々、すべての農地の方々に耕作意欲のあるなしの確認をとる予定でございます。それでもって、災害査定はすべて受けるものの、具体的にその工事をする箇所の絞り込みをするというふうなことの事業も平行して行うというふうなことで、今現在進んでおるといふふうなところでございます。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 ありがとうございます。了解にします。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。高橋委員。

○高橋兼次委員 115ページの水産振興費の中で19節負担金補助金及び交付金ということで、先ほどの及川委員とちょっと重複するかもしれませんが、近代化資金の利子補給百五十三万何々であるわけでございますが、これは何件で総額は何ぼあるのか。それと、補給の割合は何%になるのか。

それから、漁業系廃棄物の処理補助金、一昨年あたりからこれは出てきたのかなというような感じなんです、この今の補助金176万円が出ているんですが、どんな内容で今はどの程度ぐらいのものが出ているのか、それに対しての補助だと思いますが。

それから、水産振興対策事業補助金。これは、アワビの稚貝放流の補助かなと思うんですが、その確認です。

以上3点お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 漁業近代化資金の利子補給でございますが、件数は55件でございます。利子がついている部分の0.5%を町が利子補給をするというそういう内容でござい

す。

それから、漁業系廃棄物の処理費の補助金でございますが、いわゆる漁具類だとかの産業廃棄物に当たる部分、プラスチックだとか。これらの処理は勝手にできませんので、専門の業者に委託をしなければいけないということで、漁協が中心となってこれを各漁業者から集めて処理する分の一部の経費を補助するというので、何トン集まったかはちょっと資料がないものですから申しわけございません。

それから、三つ目の水産業対策事業被補助金714万円の内訳でございますが、委員がご指摘のとおりアワビの稚貝購入費の補助金が700万円です。それから、沿岸漁協振興対策費ということで、これはとれるアワビが自然再生されたのか、それとも買ってきた稚貝からなのかということで、放流するアワビにタグをつけたり、あるいはワカメの不用になった莖をどのようにかできないかという研究だとか、それらの後援会の経費として14万円。合わせて714万円というそういうような内容でございます。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 今、なぜ近代化資金の内容を聞いたかといいますと、お察しかとは思いますが、先ほど及川委員が言いましたように、今回の大震災で漁業者は大変ゼロからの、あるいはマイナスからのスタートということで、資金繰りにいろんな制度を利用することはするんですが、やはりさっき言ったような内容の用途でございますので、この補助なんていうのは最初からおりてくるわけではありませぬので、事業をやっておりにくるのが補助ですから、そのような感じでその分を立てかえておくといいますか、立てかえ分の資金等々でやりくりが今大分心配されているところなんです。それで、そのいろんな資金制度を利用していく中で、さらに目いっぱいになってまた資金がいろいろとなってきますと、まず近代化資金というように今まで利用したような形勢になってくるわけなんです。そのときに、さらにさらにということで資金が要るわけでございますので、利子補給の分のかさ上げ、これまでよりやはり町の方でも、現在0.5%ということでございますが0.7%なり1%なりというような、少しこの腹を大きくして利子補給をして、再生してもらおうというそのようなことを考えていくことはないのかなと。ぜひそういうことを考えていってもらいたいなということでございます。

それから、廃棄物についてもこうしてがれき等々を今やっていて、そのがれきも大分進んで一応はめどがついてくるとは思いますが、まだまだこの廃棄物が今後低気圧とか台風とかいろんなその地区によって、さらに海岸にうち寄るといようなことが多分にあると思いま

す。その点でさらに出てくるわけですから、この点についても予算を大幅にとって補助をしていくとそのように考えていただきたいなとそうおもっているわけなんですけど、どうですか、これから先のその見通しというものは。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 近代化資金のその補給率のかさ上げですけども、利子に対して国、県、町の3者でもって利子分を補給しておりますが、近年は貸付金利がかなり低いんだそうです。仮に町が0.5%から0.7%にすると、県だとか国もそれぐらいに上げていくと、ほとんどこれを借り入れた方々が、自分で手出しする利子分がないぐらいに利子補給をしているんです、今現在では。過去にはもっと貸付率が高かった時代がありましたが、今はかなり超低金利なものですから、今これでその漁業者の手出しはほとんどない状態だそうです。今現在はですよ。町だけというか、それをやるためには県だとかとも協議をしなくてはならないものですから、今すぐに0.5%から0.7%にというのはなかなか断言できるわけではございません。その辺は、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、漁業系廃棄物に関しましては、いわゆる漁業者がみずから使っているものを処理するのは、これは基本なんですけれども、海岸線にはどこからか流れ着いてくるものもあるものですから、その浜にいる方々だけが自己責任でというわけにはまいりませんので、それをするためにはみんなでやらなければいけないということで、漁協の方に音頭をとってもらって、処理してもらうときには町の方で補助をするということなんですけど、委員が言われるようにしけだとか台風だとかで多分にそれが寄り集まってくることが想定されますので、そういうような時点には、またその都度考えていかざるを得ないのかなとこう考えております。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 個人は、利子がゼロが今の状況では最高の理想ですので、できるだけ個人の負担にならないような利子補給というものを考えてもらいたい、そういうことでございます。

産業系の廃棄物についても、これから障害になることが考えられますので、その都度、都度にやはり町ができる範囲で対応していただきたいとそう思います。

それから、この振興対策事業の補助金、アワビについてなんですけれども、先ほどちょっとその説明を聞いたんですが、調査した結果その三、四センチ、五センチぐらいが少ないと。多分、それは去年あたり放流したものではなかろうかなと思います。結局、またその部分において、ある何年か後には水揚げ量が減少するというようなことが予想されるわけござい

ます。ことし、このような状況で放流する稚貝が極めて少なくなっているというようなことでございますので、これはやっぱり一般質問の中でもちょっと触れましたけれども、全国各地いろんなところでアワビの稚貝をやっていますので、禁止というような話もさっき出たようでございますが、それにおくれをとらないように搬入して、やはりこういうときだから2年分も3年分も1回に放流するぐらいの気持ちでやっていかないと、アワビの復活というのは遠のくばかりではないのかなとそう思いますので、いろんな各地からの知識と情報を取り入れ、絶やさないような方向で町が力を入れていくとそういうことでお願いしたいと思えます。

以上です。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） アワビの稚貝の関係ですけれども、実は先ほど及川委員にもお答えしたんですが、アワビの稚貝に関して致死性の伝染病が国内で発見されたそうなんです。これは近くではないですけれども、もっと南の方なんですけれども、その伝染病が入ってしまうと一つの湾の一枚貝は全滅するぐらいの強さがあるということで、今現在は移動が禁止されています。

じゃあどうするんだということなんですけれども、それは今回の震災で私どもの方で稚貝を買ってきていた宮城県の水産公社の施設が全滅いたしまして、そこからの購入が当面できなくなりました。近隣の福島県あるいは岩手県の施設も同じようにやられてしましまして、そこからの購入もできなく、今のところ見通しが立っていません。青森県でも栽培しているところがあるそうなんです、規模が小さいものですから、今まで実績がないのでこちらの方に売ってくれといっても、それは恐らく断られるだろうというのが当局の方の見方です。それから、日本海側の方でも秋田県あるいは山形県でもやっておるんだそうですけれども、青森県と同じように今まで購入していないところからですから、なかなか分けてもらえるかどうかかわからない。

しからば、もっと南の方でやっているところということなんですけれども、まずひとつが、種類はこの辺はクロアワビなんです、私も詳しくはわからないんですけれどもその種類にもよりますし、さっき言いましたその致死性の伝染病なものですから、その移動をしないようにというそういう通達が来ていますので、今だから頭を痛めているところでして、今委員がおっしゃるように放流しないとなかなかとれないと。

だから、今後何年間かしてある程度大きくなったアワビの貝からの自然再生を、当分の間は

待たなければならないのかなというのが関係者の懸念なようです。

なお、いろんな情報がありましたら、漁協の方と相談しながら取り組んでまいりたいところ
思っています。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 その伝染病は、確かに南の方だと。いろいろ今びりびりして制限をかけている
んだろうと思うんだけど、とにかく今まで取引がないから譲ってもらえるかももらえない
かわからないからあきらめるのではなく、やはり当たってみなければ。北海道にもあります
から、いろいろ小さくても数を集めれば何とか間に合うかもしれないから、いろいろと当た
ってもらいたいなど。それが一番手っ取り早いところなんだろうなと思います。そうなって
くると、自然の繁殖を待つのが最善策みたいなそういう判断もあるようですが、やはりそれ
だけを待っていたのでは先が遠くなるから、自分たちで、この前言ったように技術はあるわ
けだから施設を早くつくって、そして稚魚をつくって、自分のものは自分でつくって自分で
とるとそのような考えでやっていかないと、人ばかりを頼りにしていくとなかなか遠くなる
から、やはりそういうことも考えていく必要があるのではなかろうかなとそういうことでご
ざいますので、もう少し前向きにとらえてお願いしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。三浦委員。

○三浦清人委員 産業振興課の課ということで質問に入りますが、まずもって実は皆さんもご承
知のことだと思いますけれども、我が南三陸町議会に町民の方から公開質問状が出ているわけ
です。三陸新聞にも掲載になりまして、6項目にわたっての公開質問状でありまして、その第
1項目目の質問が、町の公用車を許可なしに自家用車として使用していたのではないかと
いうような質問内容であります。そういう質問に対して、議会としてその議員の名前が挙がっ
ておりますので、議長が本人から聞きただして状況を聞いて答弁をしたわけです。答弁とい
うか、質問ですから回答ですね。その回答には、本人いわく許可をもらって使用したと、許
可を。許可をもらって使用したんだということに対して、2回目の公開質問が来たんです。
どなたから許可をもらったのかという質問に対して、そこで出てきたのが町の産業振興課、
観光振興係長だというお話なんですよね。

そこで、担当課の課長からお聞きするんですが、多分3月の震災直後だと思うんですが、そ
の事実が本当なのかどうなのか。質問の問題になっている議員の方はそのように答えている
んですが、私は町の職員が簡単に町の公用車を貸すことはできないのではないかと。借りた
からといって乗り回していいのかどうかと、個人的に。その辺のいきさつがよく見えないも

のですから、今平成22年度の決算の審査ですから、3月の話でありますから今質問に立っているんですが、その辺はどうなっているのか。公用車を勝手に職員がほかの方に、職員以外の方々に貸して使わせることができるのかどうか。その辺はどうなんですか。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 産業振興課のその商工観光の係の職員ということで、私からお答えいたしますが、私はそのいきさつを今でもその職員は私のところの課におるものですから、今年度になって口頭でこういうことがありましたという報告を受けております。といいますのは、3月11日に地震がありましたので、各職員は時間内はどここの水門あるいは陸門の閉鎖状況とかの確認ということで、その職員は公用車でもって細浦の陸門の閉鎖状況を確認に行きました。地震があつて、戻ってくるころにもう津波だということで、高台に避難してありまして津波に遭ったそうです。その日は道路も、国道45号線も通れるような状態ではないということで、車の中で一夜を過ごして、細浦地区の高台でそうなったそうです。次の朝、明るくなってからもう電話とかも通じる状態ではないですし、その車は公用車ですから、町の車なものですから無線が積んであります。地域の方々のところに行きましたら、何人かおられた中なんだそうですけれども、そこでなかなか連絡がつかないという話をされまして、じゃあこれには無線がついていますので、無線の何番を押すと役場の防災無線とつながるかもしれませんし、ほかの公用車に積んである無線ともつながる可能性がありますから、連絡用としてこれを地域の方々に使ってもらってもいいのではないかということで、そこにおられた小山議員に使ってくださいという形で託したということだそうです。

それは、そういうことであれば、地域のためにということであれば悪いことではないのかなと思って、私はその報告を受けたときには、そうですかということなんですけれども、町の公用車をどなたか特定の人に貸したとかどうのこうのとなると、それはそこまでは詳しくは確認をしておりませんが、それを誰かに使わせていいものか悪いものかという判断はちょっとあれですけれども、そういう非常時であれば連絡用と、それからたまたまその車には燃料も満タンに入っていたそうですので、連絡用あるいはそういう事態ですから物資の搬入だとか、いろいろ使う必要があるのであればどうぞということで、かぎを託してきたというそういう報告は受けております。それがよかったか悪かったかというのは、今聞かれると何とも答えようがございませぬが、そういう状況でございませぬ。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 非常時でありますから、今課長が言われているように、要するに無線がついて

おるから役場と連絡を取り合って、そして使ってくださいと。それから、地域の方々がみんな使えば文句はなかったんです。何もこういう問題が出てこなかったということなんです。ここで問題になっておるのが、個人のために車を使ったと。個人が。例えば、今課長が言われているように、物資とか地域の方々の皆さんが共同で使いましょうと。連絡先もそうですし、無線もあることだし、ガソリンが当時全くなくなっている状態の時期だったものですから、皆さん使いたいわけです、ほかの方々も。それは地域のために使いたいんだということだったんです。しかし、これは俺が借りたんだからだめだと。個人がぐるぐる歩いて、避難所をぐるっと歩きながら、ここにも「避難所回りをして連絡をする」と答弁になっているんだけど、何の連絡をするんですかね。結局、個人の親戚の安否確認に歩いてたというわけでしょう。ガソリンが1週間も2週間にもなくなってきてきたら、最後にそれじゃあ使えよということで地域の方々は、たったの1日だか1回使ったそうです。10日過ぎに。そこに今度は、役場の職員が2人で取りに行ったそうです。名前は誰か、後で課長に確かめてもらいたいんですが、2人で取りに行った方の1人の職員が「だれの許可をもらってこれを使ったんだ」ということを地域のことに話したんです。ということ、地域の方々は聞いているそうなんです。それで、怒られたという雰囲気でしたんでしょ、その話を聞くと。誰の許可をもらって使ったんだと。だから、貸した方が取りに行ったのかどうなのかその辺はわかりませんが、どこにやと、おらも使っていないのに語られる必要があんだべやというのが、地域の方々の話なんです。その辺のこころのいきさつというものをきちっとやっぱり出してもらわなくてはいけないなと思うんです。そうしないと、我々のこの議会に来た公開質問状ですから、この答弁が、全く我々が嘘をついて住民の方々に話をしたということになりますから、その辺だけは私たちも払拭しなければなりませんので、あえて今質問をしているわけです。

先ほども言いましたけれども、どうなんですかね、そういう公共の車はこれからも使いたい方があったら、使うことはできるんですか。緊急時というのはいろいろあるんですよ。例えば、この間の豪雨とかありますよね、災害。あるいは停電とか、さまざまあると思うんです。どの程度まで緊急時として一般の方々が公用車を使っていいのか、その辺をはっきりしてもらわないと、私たちも借りに来ますから。地域の方々もどんどん。町のガソリンを満タンにしてもらって。個人でも使っているのかどうか、そこを言っているんです。だから、貸してくれということで貸したのか、それとも使ってくれと置いていって貸しているのか、その辺。

それから、町の職員がどういうときに使ってくれと、あるいは貸してくれと言われて貸すことができるのか。その辺の線引きはどうなっているのか。その辺はいかがですか。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、かぎを託してきた段階では、地域の方で必要でしょうからということで、そこにおられた、さっきも申しましたが小山議員さんもおられたものですから、その方にそのかぎを託してきたということなんですが、かぎを託した本人からすれば地域のために使ってもらうのであれば、こういう非常時だからこれはやむを得ないという判断をしたと思うんですが、ただその後、今言われたように個人的に乗り回したのか、みんなで使ったのか、そこまでの経緯はこちらでは確認しておりませんで、その後2週間ぐらいしてから車の回収に行ったのは、そのかぎを託した職員ではなくて別な人が行ったんだそうです。

その当時は、町の公用車もかなり流されておりましたので、各課でも自分の課ではなく別な課のを借りたりはしておったんですが、それが職員以外の方々と貸し借りというのは余りなかったのかなと思います。私としてはその当時は、そのかぎを託した3月12日の段階では、その職員に判断を求められたわけではございませんで、後でその報告を受けたんですけども、そういうその非常事態の時ですので、そこに同じ地域の中のお1人だとしても、町の議員をされている方ですから、どちらかといえば公の人のようなそういう位置づけなものですから、その方にかぎを託してきたのは非常事態としてはそれはよかれと思ってしたことだろうと。報告を受けたときには、そういうような判断をいたしております。

ただ、委員の質問の後段にあった、通常の時にそれがいいのか悪いのかとなると、なかなか私の方でも今いいです悪いですとは、そこは難しいところだと思います。あくまでも、その公用車は公用のために使うということなものですから、それが通常の時に貸し借りできるかとなると、そこは何とも言えないところでございます。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 公用車の関係なので、財産管理担当はうちの方が所管になりますけれども、あくまでも公用ということでございますので、公用車の管理規定というものがございいますが、その中では民間の方々にお貸しするという規定はございませんので、基本的には民間の方々にお貸しすることはできないということになっております。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 非常時ですから、通常と違うものですからいいんです。その方の係の判断も、

要するに公職である議員ですから、公の立場にある方だから、地元のために地域のために使うだろうと。そして、無線もあることだし連絡もするだろうということでお貸しした。これは、いい判断だと思います。しかし、残念なことに相手が悪かった。それをどうのこうの、見る目がないとか、もう少し勉強しろとかというのは職員に言えませんが、現に個人が自分のためだけに使ったということは、これは事実です。回りの方々が見ています。この議員の中でも、使っている現状にあって、何で来たのか、ここに、この時期に。そうしたら公用車で来た。え、何で。あんたが運転してきたんですかと。そうです。びっくりした、同僚議員も。何であんたばかり町の公用車に乗って、ぐるぐる歩いていたのかということになった。それから、行った地域、地区の避難所の方々も、あらら、議員さんが何と、やっぱり町の議員さんだね。町の車を乗り回しているんだねとこうなるわけです。それで、我々議会全員が今迷惑を被っているんです。町民の方々からそういうふうに思われているし、見られているものですから。本当に困ったものなんです。

余り言うと、議員というものは信用ならないぞと語られるようなことになってしまうので言いたくないんですが、とにかくよく見て議員もさまざまあるというのもおかしい話ですけども。ただ、せっかくその係の方もよかれと思ってやったことが、結果が悪いと係そのものの責任まで追求されるようなことになりますので、やはりこれからも役場の職員の方々にもよく注意をして、そういった判断をしていただくように促していただきたいというふうに思います。

あと、委員長、引き続きこの予算の関係を質問してよろしいですか。

○委員長（星 喜美男君） はい。

○三浦清人委員 それでは、予算の関係で質問します。

まず、116ページの国有林野に関係するんですが、我が南三陸町の所在地に国有林というのは何ヘクタールぐらい今あるのか。あとは、1カ所なのか2カ所なのかわかりませんが、その分布といいますか、あの地区にはこれぐらい、あの地区にはこれぐらいというのもわかればお聞かせください。

それから、この農地関係、先ほども出ました災害を受けた農地の復旧改修、それからがれき処理等、これは大体いつごろまでに終わるのか。来年の作付までには終わる予定なのかどうか。流されて塩害を受けた田畑。

それと、先ほど2番議員さん、高橋委員さんがお話しになったアワビの種苗の関係ですけども、何か伝染病が発生したというようなお話しですが、これは正式に水産庁かそういった

関係から通達か何かあったんですか。それで、何という病気の名前なのか。どういう状況の病気なのか。確定はしているんですか、その病気というのが。風評被害ではないんだけど、これからアワビの節ですよ。その伝染病とか病気のことをぼんぼんと今のうちに発信して、果たして影響はないのかという心配もあるわけです。ですから、発表する段階なのかどうかですね。

それから、なかなかよそから持って来られないんだ、移動してはだめなんだ、病気が充満するという話だけで、どうしたらいいかという課長からの話もないんです。これからどう考えるかとか、この町のアワビの生産を絶やさないためにどうしようかという発想ではなく、だめだからという話ばかりで先がさっぱり暗いわけです。ですから、先ほど高橋委員も言ったように、県の水産工場がだめだったら北海道からでもあるんじゃないかというような話になってくるわけですから、そういうふうなだめだからという話になると、購入をしないための理由づけにしか私たちには取られないんです。これでやっと買わなくて済むんだ、700万円を出さなくて済むんだとそんな話に聞こえてくるので、そうではなくて、この地域はだめだからこの地域に行ってみましょう、話してみましょう。そして、できるだけ従来どおりの種苗を購入して交流して、我が町がアワビの町といわれるような生産につなげましょうというような明るいお話を賜ればいいんですが、だめだだめだではさっぱりだめなんです。そういうことです。

まずは、その辺から。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、国有林の面積についてご報告申し上げます。

1,734.86ヘクタールということです。1,734.86ヘクタール。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 戸倉の在郷と西戸付近にまたがるエリア一帯と、入谷の方。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 農地の復旧でございますけれども、集団でがれきを拾うことに関しまして、10アール当たり3万5,000円の補助金とかいろいろありますけれども、具体的にこれから査定を受けた段階で、それから農家の方々の耕作の確認を取りながら具体的にやるところ、耕作可能などところを含めて実施をしていきたい。がれきにつきましては、建設課と環境対策課の方にお任せをしておるところでございますので、その辺の進捗状況を見な

がら対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） アワビの伝染病の関係でございますが、農林水産省の方から通達に来ておりまして、正式に通達に来ておりまして、その伝染病の名前がかなり長いのでちょっと私も覚えていないんですが、かなり長いんです。すみません。そこは覚えてはおりませんが。（「横文字ですか」の声あり）横文字です。

それで、まず稚貝だけではなくて、親貝でもその伝染病にかかったアワビの状況がこうだということで、すぐ腐ってしまうんだそうですが、そういう状態になったアワビを流通しようとして、浜でまず水揚げをしてそういう状態のものが見つかった場合には、すぐそれを最寄りの保健所を通じて国の方に報告しなさいだとか、あるいは水揚げになったばかりだとすぐにその症状がでてこないのが流通過程でそんなものが見つかった場合も、それは遅滞なく報告するようにだとかそういうきちんとした手順も踏んだような、そういうような通達が出されております。

それが出た場合には、その海域そのものを今度は徹底的に調査せざるを得ないということで、不幸なことにそれが稚貝をつくっているその施設の中でもそれが見つかったんだそうです。そこから出るその伝染性の菌なんだそうなんですけれども、菌なのかホシュなのかちょっとそこまでは専門的にはわからないんですけれども、それが出ると例えば私どものような50平方キロぐらいの湾内であれば壊滅的な、一枚貝に関してはほとんどだめになってしまうような伝染性だということで、その病気は海外では確認されているんだそうです。これまで、日本国内ではそれがなかったんだそうなんですけど、いろいろと貿易に関しては世界的なあれでやっていますので、どのルートで入ってきたかわからないですけれども、それが日本国内の稚貝の生産施設でそれが見つかったということで、そんなものですから稚貝の広域的な移動に関しては当面の間禁止しますと。

ただ、アワビに関しては、いろんところで自種というか、自然再生だけではなくて、そういう稚貝をつくっているところから購入して中間育成をしていたものを放流するというものが多いんですけれども、それに関しても広域的なものはだめだと。当面の間、それを禁止しますという、そういうような。

いつまで禁止かといわれると、それはまだ当面の間としかないんですけれども、それが農水省からの通達でそうなっています。

ですから、それ以上のところは、今解決策というか、それに対処する方法というのはまだ示

されておりませんが、現状ではそういうような状況ですので、何ともほかから持ってくるというのはかなりはばかれるというか、禁止されている状態でございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 国有地1,734ヘクタール。大変な面積が我が町にあるわけです。聞けば、西戸、それから在郷の方にあるということですが、例えば課長、集団移転がありますね。これから集団移転をするんですが、集団移転をするのでこの土地の払い下げという話はできるんですか、この国有林というか営林署に関しまして。できれば、集団移転の移転する候補地としても、これから検討しなければならぬかなど。これは復興の担当の方ですか。というふうに、戸倉地区の方々のためにそういった国有林。

私もちょっといろいろなことで調査をいたしました。やはり、戸倉、在郷、西戸の方に1,000ヘクタール以上の営林署の土地があるということで聞きまして、これは集団移転をする際に非常にいいところだなということで調べてみたんです。そうしたら、門前山というんですか、慈眼寺の向かいの山。なだらかな傾斜の山のように、なだらかな。造成費が全くかからないと。全くではないけれども、大した金額がかからないということをおっしゃって、非常にいいところだなということで見ました。それで、さらにまた突っ込んで調査をしたんです。その管轄するところが、宮城北部森林管理所。これは古川にあるようです、古川。町が入林届けをして、これぐらい必要だよと、あるいはこれぐらい調査をしたいという事をするには入林届けをして、調査をして、町が集団移転の関係で土地が欲しいというようなことで要望書を出せば、前向きに検討しますと。安くというか、むしろ無料で払い下げということもあり得るという確認もいたしております、正式に。ですから、ひとつそれも候補地の一つとして、課長、これは調査をする。復興の関係の担当だろうから。そうしますと、戸倉地区の方々も非常にいい場所だなということでお話も聞いております。

それから、ついでですが、大久保地区の行政区の方々も集団移転をする際の希望として、ホテル観洋の向かいに町有地が15町歩あるそうですね、私はよくわかりませんが。その話を聞いたときに、以前南三陸町の合併したときに本木吉夫さんという、亡くなりました議員さんがおりましたね。あの方が一生懸命、ずっと4年間、町有地が15町歩あるから、あそこを開発しろとまず議会のたびというか、私は隣にいて、それこそ耳にたこができるぐらい話されたのを、今記憶を掘り起こしているんですが、あの方は一生懸命語ったんだね。ははあ、この場所かなということで、地域の方々も随分そこは見ていたんだなということで、そうしますと折立地区の方々もその辺に行くということもなり得るんです。ですから、大久保の行政

区の方々がそのホテル観洋の向かいの15町歩を希望しているという話が来たものですから、それも踏まえてひとつ検討していただきたいというふうに思います。

ですから、ひとつこの宮城北部森林管理所の方に連絡をして、現場を見ながら検討していただきたいというふうに思います。

それから、農地の関係ですが、来年の作付、特に田んぼです。まだ時間もありませんけれども、この間も話は聞いたんです。1反歩当たり3万5,000円で人を雇ってどうのこうのと。それは、農協さんが窓口になっているのか、それとも町が窓口でやるのか。それから、一般のがれき等は今業者さんがやられていますよね。そういう方々が事業でやるのか、その辺がどうなっているのか。私たちは誰に言えばいいのか。中には、田んぼで建設屋さんが雇った女性の方々が50人ぐらいいて、袋を持って本当に小さいガラスのかけらまで拾ってきれいになっているところもあれば、大きな物は撤去したんですけれども、いろんな物がまだ散らばっているような状態の田畑も結構あるんです。だから、その辺がどうなるのか。町がやらせるのか、あるいはそういった個人が農協さんを通じて3万5,000円の何をもらってやるのか、その辺がはっきりしないと動きようがないんです、私どもとしても。そこをはっきりしていただきたいというふうに思います。

それから、言い忘れましたけれども、この間農道の除草の関係を建設課長ですか、森林組合にお願いして。これからお願いをするんですか。してあるわけね。さっぱり進まないんだね。あれから10日も過ぎていてから行って見ているんだけど、全然手つかずのところがいっぱいあるわけ。もう本来は2回ぐらい、通年であれば2回は除草をしているんですけども、まだ1回もしていない。これも田んぼの仕事、稲刈りとかいろんなものが始まるんですけれども、だから私は、もしそこで間に合わないのであればいろんな団体の方にやって、早くやらせた方がいいんだという話をしたんですけども、課長は森林組合に頼んだからと、だから安心して待っていたんですが。とにかく急がせて、あしたには稲刈りが始まりますよ。稲刈りが終わったり、作業が終わってから草を刈っても変だから、目的は何のための草刈りかということになるんですから。その辺のところを急がせてください。

それから、さてさて課長、これは困ったね、アワビ。だから、最近やせたなと思って見ていたんですが、そういう悩みもあったんですか。農林水産省からの通達で、種苗の購入を禁止するということになると、これは自然の再生ということになるとなかなか見通しが悪いですね。やっぱりそうなってくると、いつ解除になるかもわからないというような状況でしょうけれども、いつまでも指をくわえて待っているわけにはいかないわけですから、その状況を

見ながらやっぱり種苗生産をする施設の建設というものを前向きに考えていかなければならぬかなというふうに思っております。

以前、県の水産公社の方で、経営が難しいから本当はどこかの市町村で受け負ってくれないかという話がちょっと出たときがあったんです。私は、その件で、合併しがけだったか発言をしたことがあるんですが、購入したらということで。なかなか予算がないということですが、やっぱりこれからは自分のところで生産をしてやっていかなければならぬのかなと。

それで、岩手の場合は県の施設あるいは国の施設でやられているんです。岩手県はとにかく水産に関しての予算というのは、いい政治家がいっぱいおりますから、ああ宮城県の政治家が悪いというのではないですよ。力がないとは言いませんよ。誰だということも言いませんけれども、なかなか岩手県から比べるとずっと遅れているわけです。ですから、水産の町といわれる我が町にとっては、やはりそういった施設も必要なのかなということで、国、県の補助をもらいながら進めていった方がいいとそういうふうに考える何はないですか、今後。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 国有林の活用という部分につきましては、今折立地区は、ご承知のとおり先般も懇談会という中で、戸倉中学校の南側のゴルフ場跡地ということで、一たん町の考えをお示しした上で地域の方々からご意見を伺っているところでございまして、その国有林がいいのではないかという話につきましては、初めて聞いた話ですのでそちらの部分と動向を見きわめながらちょっと判断せざるを得ないなというふうに思います。

それと、大久保の行政区のお話につきましては、これまで大久保の地域としての声をまだ伺ってございませんので、来月の上旬に地域の懇談会がございますので、町としては林、大久保という部分は高校あたりというところでの開発ということで考えていましたが、ちょっと無茶があるかなという部分も正直私どもにもございます。その辺は無理に地域を分断するような形で移転ということは考えられませんので、地域としてそこという選択があるのであれば、相談しながら具現化に向けて進めていきたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 水田関係の復旧に関するご質問にお答えしたいと思います。

基本的に、窓口はどこかというふうなことですけれども、最終取りまとめは県の農林振興班になりますけれども、その窓口となりますのはJAと町というふうなことで考えていただければよろしいかと思っております。ただ、我々はサイドでいろいろ検討しているわけなんですけれ

ども、大きいがれきを撤去した後にボランティアの皆さんに現地に入っていただいて、結構きれいになるような状況を現地で見ております。ですから、ああいうスタンスでもって大きいがれき撤去の後にボランティアさんを入れるのも一つの方法かなというふうなことで、担当課の方にもいろいろと申し入れはしておるんですけれども、とりわけ田尻畑地区とかを早急にやりたいなというふうなことで、担当レベルで現場等も確認をして建設課の方にもお願いを申し上げているような状況でございます。

以上です。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 大変申しわけないんですけれども、本当に農道、林道、それから町道関係の草刈りが遅れておりまして、農道と林道につきましては建設業者の方に委託してございますので、間もなく農業の稲刈りとかがありますので、何とかそれに支障のないように私どももやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） アワビの稚貝生産なんですけれども、委員が言われるようにやっぱり自前でそういう施設を持って生産するのが一番、これは安全だとは思いますが、ただ何せその採算性が恐らく難しいんだろうと思います。これは、私もその現場は知らないものですから知っている職員に確認をしたんですが、アワビそのものの稚貝を取るとするのはそんなに難しいことではなくて、親貝を暗いところに入れておくと、そこで交配をするんだそうですが、その後が面倒くさいんだということなんです。貝はみんなそうなんですけれども、それにえさを与える前にカルシウム分のある所にくっかせることによって、殻を持ち始めるんだと。だから、それを人工的にそういうような環境もつくらなければならないですし、そしてその後今度はえさをやるのがある程度温度管理をしなければならないんだそうにして、その水温の管理に関して結構設備投資がかかるものですから、ある程度広範囲にやらないとなかなか採算がとれないという。

ですから、仮に今までやっていたところがやめて別なところでやるとなったら、それはそれでいいんでしょうけれども、なかなかそこまで今は話が進んでおりませんので、今すぐ手を上げるのはどうなのかなという感じはいたしますが、魅力的な話ではあるとは思いますが。

○委員長（星 喜美男君） 間もなく4時を目前としておりますが、三浦委員の質疑終了まで時間延長をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。三浦委員。

○三浦清人委員 復興担当課長は、当地に国有林があるということは知らなかったというようなお話で。何を知らなかったって、その土地があったということを知らなかったということではなく、何がわからなかったということですか。（「そういう話は聞こえている」の声あり）ああ、聞こえているということ。その門前山の関係ですか。まだまだその地域の方々が、戸倉地域の方々は町ではゴルフ場跡しかないんだという説明ですから、あそこしかないんだというイメージになってしまっているんだ。だから、いやこういう門前山というところで、なだらかな土地が1,000町歩あるんですよ、ここはどうですかという質問をすれば、そっちに何も経費がかからないのであれば、そっちでもいいですよという可能性もあるんですから、私はそちらの方が強いのではないのかなと思うんです。皆さんの説明では、何としてもゴルフ場しかないんだ、ないんだと、あそこしかあなたたちの行く所はないよというような説明をするから、それではそこしかないから私たちはそこに行きますよということなんです。だから、これからそういう土地もありますよということを、皆さんにお知らせしなければいけない。それも安く、下手するとただで払い下げをしてもいいというような話ですから。財源のいっぱいある町ではないんですから、我が町は。予算がない、予算がないとびいびいと泣いているんだから、毎回、毎回。そういうところが、大枚をたたいて土地を買って、35%しか開発しない土地を全部買って。それよりは、安く、造成費も余りかからない、そういったところがあるということを町民の方々にお知らせしなければならないんです。あなた方の仕事ですよ、これは。皆さん、びっくりしますよ、こういう土地があるということがわかれば。その辺をお願いしておきます。

それから、草刈りは急いでください。待っています。あれから10日も過ぎています。今月中に、できればやっていただきたいと思います。

それから、がれきの関係。そうしますと、小さいものも取っているのは、あれは業者さんではなくボランティアの方々がやっているんですか。私は、業者さんだと思って見ていました。業者さんが、女性の方々をあれは雇っているんですよ。そしてやっているんです。ボランティアはわかるの、ここを見て青いのか何かで。それと業者さんとは別なんです。

私は勘違いしていました。私の近くでがれきの片づけ方をされていて、二十何人だかをボランティアだとばかり思っていたんです。だから、暑いときだったからアイスクリームを買って食べさせたのね、ご苦労さんと。そして聞いたら、いやいや私たちは阿部伊組の社員ですとなったから、らちもないと、これは。まあ、食べた後だったからだけれども。見分けがつか

ないんだね。そういう方々で業者さんもそういう小さい何をやっていますので、ボランティアではなく業者さんですから、その辺は町の方でもきちんと指導して早くやってもらう。やった所とやっていない所があるから、その辺をお願いしておきます。いや、本当に私の不徳の、不徳ということはないんだけど、ごちそうしてしまった後でしたから。

それから、アワビの稚貝。課長、ひとつできたら、あなたしかこの産業振興を進める上ではなくてはならない課長でありますから、ぜひ推進をしていただくというふうをお願いしておきます。

○委員長（星 喜美男君） いいですか。

お諮りをいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明日開催する東日本大震災対策特別委員会終了後に委員会を開き、本日の議事の継続をすることといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明日開催する東日本大震災対策特別委員会終了後に委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

○委員長（星 喜美男君） 改めまして、小山委員と山内委員が着席しております。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明日開催します東日本大震災対策特別委員会終了後に委員会を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明日開催する東日本大震災対策特別委員会終了後に委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

大変失礼しました。

午後 4時01分 閉会